

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案への意見」  
に対する提出意見

－平成 31 年度の接続料の改定等－

(意見募集期間: 令和元年5月 10 日～令和元年5月 23 日)

意見提出者一覧

計 22 者(法人等:21 者、個人:1 者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人
2	株式会社STNet
3	EditNet株式会社
4	KDDI株式会社
5	ソフトバンク株式会社
6	株式会社オプテージ
7	西日本電信電話株式会社
8	東日本電信電話株式会社
9	株式会社アットアイ 有限会社あまくさ藍ネット 株式会社エヌディエス オーシャンブロードバンド株式会社 株式会社サンライズシステムズ ジェットインターネット株式会社 株式会社シナプス ディーシーエヌ株式会社 株式会社新潟通信サービス 虹ネット株式会社 有限会社ナインレイヤーズ 有限会社マンダラネット

10	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
11	特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構

## 再 意 見 書

令和元年5月10日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 宛て

郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	御意見
全般	<p>「ドライカップ (ケーブル回線)」における「有線 LAN」の構造では、「NTT 東日本及び NTT 西日本」が「1G (第 1 世代)」及び「2G (第 2 世代)」での回線を独占し、「5G (第 5 世代)」における「無線 LAN」の構造では、「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク)」が主流に成る構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格 (エレクトロカルウェーブスペック)」の構造での事例があります。(ア)「通信衛星回線 (サテライトシステム)」における「DFS (ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。(イ)「電話回線 (テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー (セッションインネーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線 (ブロードバンド)」における ISP サーバーから成る「DNS サーバー (ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線 (ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「通信規格 (トランスミッションスペック)」の構造での事例があります。(ア)「3G (第 3 世代)」における「GPS (グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP (GSM 方式及び W-CDMA 方式)」の構造。(イ)「4G (第四世代)」における「LTE (ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク)」の構造。(ウ)「5G (第 5 世代)」での「NR (New Radio)」における「VPN (バーチャルプライベートネットワーク)」の構造。要約すると、「トラフィック (回線混雑)」を招く構造とは、「ドライカップ (ケーブル回線)」における「1G (第 1 世代)」及び「2G (第 2 世代)」を「計画的 (プランニング)」に廃止して行く構造が望ましいと、私は考えます。</p>

## 意見書

令和 元年 5月 23日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 761-0195  
住 所 かがわけんたかまつしかすがちよう香川県高松市春日町1735番地3  
氏 名 かぶしきがいはえすていねっと株式会社STNet  
取締役社長 みぞぶち としひろ溝渕 俊寛

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>ソフトバンク株式会社 意見</p> <p>光ケーブルに係る未利用資産</p> <p>加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、研究会第二次報告書（2018年10月2日）において「レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」と明記されています。また、現在 NTT 東西殿は、光ファイバケーブルにおける未利用芯線（NTT 東日本殿 41.2% NTT 西日本殿 45.4%（※））についてもレートベースに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っている状況です。</p> <p>本件については、研究会における検討を早急に進める必要がありますが、少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきであると考えます。</p> <p>（※）第16回研究会（2018年11月30日）のNTT 東西殿資料に基づき算出。</p>	<p>○設備構築事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様要望への迅速な対応</li> <li>・障害等不測の事態にも安定したサービス提供</li> </ul> <p>ができるよう、短期的な需要だけでなく、将来需要も想定した上で、適切な規模で設備構築を行っています。</p> <p>○設備構築事業者は、その投資に係るすべてのコスト（設備コスト以外に資金調達コストなど付随して発生するコストを含む）を回収してゆく必要がありますが、今回ソフトバンク殿から提案された内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備コストは、使用の状況に関わらず全額対象とするものの</li> <li>・報酬（資金調達コスト等）は、算定期間内に利用見込みのない設備を除外して算定する</li> </ul> <p>ものであり、整合性に欠け、合理的な考え方とは言えません。</p> <p>○仮に、この提案を採用しますと、設備構築事業者は、投資コストの一部が回収できなくなり、投資インセンティブを大きく損なうものとなります。これは、投資リスクを一方的に設備構築事業者に押し付けるものでしかなく、結果として、「設備を自ら構築するよりも借りたほうが得」となり、設備構築事業者と設備利用事業者との競争関係を大きく歪めるものとなります。</p> <p>○したがって、ソフトバンク殿から提案された「少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきである」との意見は、採用すべきでないと考えます。</p>

再意見書

2019年5月23日

総務省総合通信基盤局料金サービス課御中

158-0096

世田谷区玉川台 1-1-3

えでいっとねっと

EditNet 株式会社

のぐち たかし

代表取締役 野口尚志

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年(2019年)3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(別紙)

※他事業者等の名称については敬称を省略させていただくほか、略称を記載させていただくことがあります。

該当箇所	意見
<p>網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金変動するメニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、C-X型が今後も提供されるよう希望いたします。(フリービット)</p> <p>IPoE方式とは異なり PPPoE では各県単位の POI で接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラヒックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。</p> <p>便益とコストとのバランスに応じて料金変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件で X 型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。(NGN IPoE 協議会)</p> <p>現行メニューのラインナップにおける C-20 型等は ISP 事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つであり、当該メニューを利用できなくなることはエンドユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現在と同じ条件での継続を希望します。</p> <p>弊社は、トラフィック増大は ISP 事業者にとって重要かつ継続的な課題であり、今後も NTT 東西殿と ISP 事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議することが必要だと認識しています。その際には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであり、現存の効果的な選択肢を排除することはエンドユーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考えます。(朝日ネット)</p>	<p>C-20 型等の NTE の提供を継続してほしいという点については、フリービット、NGN IPoE 協議会、朝日ネット各社の意見に同意します。</p> <p>ただし、C-20 型、C-50 型(以下「C-20 型等」といいます。)は C 型と同一の装置であることから、法令および接続約款の規定に基づき、C-20 型等の網改造料は C 型と同額であるべきです。</p>
<p>本改定では、第一種指定電気通信設備である NGN 中の網終端装置メニューに関し、C-20 型等(※2)について補完的な機能と位置づけ、平成 32(2020)年 6 月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとする、としています。</p> <p>現状、当社では、トラヒックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえて、C-20 型等のメニューを有効に活用していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20 型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニューの提供や、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒッ</p>	<p>今後も C-20 型等と同等の品質メニューである代替メニューの提供、時代の流れに見合った新たなメニューの提供が必要であるという点については、KDDI の意見に賛同します。</p> <p>ただし、NTE の費用負担については、あくまでも現行の 53 欄(東日本)51 欄(西日本)ア欄、すなわち ISP に接続するインタフェース部分のみを ISP 事業者が負担するルールを維持すべきです。また、C-20 型等は C 型と同じ装置であるため、C-20 型等の網改造料は C 型と同額にすべきです。</p> <p>そもそも、C-20 型は C 型と別々の ISP 識別子を設定できるわけではないため、ユーザをクラ</p>



<p>クの増加)に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。(KDDI)</p>	<p>ス分けして別料金で高品質のサービスを提供する目的で使うこともできません。(この利用方法は、2017年～2018年のD型NTEをめぐる議論の中で、当社が所属するJAIPAや一部のISPが指摘したことにより可能になったものです。)</p> <p>このため、C-20型は特別なサービスのための選択肢として使われていることはなく、本来のサービス水準として一般的な利用者が求めている水準を維持するために使われているといえます。C-20型NTEの利用者は、まさに標準的な利用者なのですから、そのサービスのためにC-20型のような、本来の費用負担区分と異なるNTEが多数必要になっている状況は、一般消費者の求めるサービスレベルにNTT東西が十分な台数のNTEの増設に応じていないことを示しているといえます。</p> <p>NTT東日本が総務省に報告したところによると、2018年3月現在、C-20型等のNTEを使っている事業者は48社のうち18社、NTEの台数ベースでも全体の3割とのことであり(平成30年(2018年)4月5日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第18-00002号)、このことは一般のサービスを提供するために、特殊なNTEが多数使われていることを意味しており、異常な状況であることからNTT東西は直ちに、既存NTEの増設基準の変更(セッションベースからトラフィックベース増設基準への変更)や時代の流れに見合った新メニューの提供(10GbpsのNTEなど)などを行い、本来の費用負担の区分を変えずに利用者が困らない程度のNTEの増設環境にしていくべきです。</p>
<p>ここに「相当」の文言を入れることで、C-20型やC-50型のような、従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器については同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能になるような規定を設けるべきではありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をするべきです。NGNの設備はNTT東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP事業者はNTEのインタフェース部分からユーザ側の区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対するNTT東西の優越的地位の乱用に他ならないため反対します。(JAIPA)</p>	<p>JAIPAの意見に賛同します。NTT東西が従来から、十分な台数のNTEの増設に応じず、D型NTEやC-20型NTEのような方法でISP事業者に費用負担の付け回しを行ってきたことからすれば、今後も消費者に対するサービス区間を一方的に変更する懸念があることからそれを明確に解消されるべきです。</p>
<p>C-20型およびC-50型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoEのNTEが従来増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoEのNTEは、NTT東西の負担で円滑なインタ</p>	<p>JAIPAの意見に賛同します。</p> <p>C-20型やC-50型NTEは、一部のユーザをクラス分けして高品質なサービスを別料金で提供するような使い方ができないため、平均的なユーザへのサービスのためにNTT東西が用意するNTEの</p>

<p>一ネット利用を可能にする程度に用意していた          だく必要があるため、接続事業者は本来 C-20 型          のような NTE を使う必要性がないはずで          す。C-20 型を設置している接続事業者が、最低限のサー          ビスを提供するためにやむを得ず追加負担を受け          入れている現状からすれば、今回の総務省の行政          指導を受けてなすべきことは、まず C 型全般の「増          設基準」を C-20 と同一のものに揃え、C 型の接続          料で接続事業者との接続に応じることであると          考えます。(JAIPA)</p>	<p>台数が足りず、その回避策として東日本エリアで          やむを得ず利用されているにすぎません。          NTT 東日本が総務省に報告したところによる          と、2018 年 3 月現在、C-20 型等の NTE を使っ          ている事業者は 48 社のうち 18 社、NTE の台数ベ          ースでも全体の 3 割とのことであり(平成 30 年          (2018 年) 4 月 5 日付け総合通信基盤局長あて回          答文書・東相制第 18-00002 号)、このことは一般          的なサービスを提供するために、特殊な NTE が多          数使われていることを示しています。NTT 東西は          直ちに、自らの設備コストを ISP に押し付けるこ          となく、本来の費用負担の区分を変えずに既存          NTE の増設基準を見直し、消費者へ安定的なサー          ビスの提供をすべきです。</p>
<p>本来 PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なイ          ンターネット利用を可能にする程度に用意して          いただく必要があるにもかかわらず、現状の「増          設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いつ          いておらず、引き続き引き下げや、トラヒックベ          ースへの移行が必要です。「増設基準」は今後も、          円滑なインターネット利用 が可能な必要な水          準、つまり本来の水準に是正されるべきもので          すから、D 型 NTE を他の NTE に変更できる経過措置          を「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とする          のは不当ないし不十分であり、少なくとも「増設          基準」が最終的に決着して一定期間を経過するま          では、引き続き変更を認めるべきです。(JAIPA)</p>	<p>JAIPA の意見に賛同します。NTE の増設問題が          およそ解決していないのに、経過措置の対象とな          る D 型 NTE の対象を限定し、さらに「3 か月以内」          に区切ることに合理的理由はありません。</p>
<p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoE の NTE に関          する部分の変更は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型          NTE についての行政指導を受けたことが端緒と思          われますが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更す          ることで NTE の増設費用を ISP 事業者に転嫁しよ          うとしている状況です。そもそも NTT 東西は、円          滑なインターネット利用が可能な程度の NTE を用          意する必要があるのですから、現状の問題は「増          設基準」がトラヒックの増加に追い付いていない          ことに結局行きつくものです。NTT 東西は総務省          の接続料の算定に関する研究会の席上で「利用者          料金がユーザ単位料金であるのでセッションベ          ース基準が妥当である」と主張していますが、ISP          や Youtube, Google, Yahoo など、ユーザ単位で          課金しながらもトラヒックベースで増設してい          ることから、NTT 東西の主張は業界の常識に照ら          して合理性がありません。よって、NTT 東西は「増          設基準」を直ちにトラヒックベースに変更する必          要があり、総務省においては本件の接続約款変更          をただ認可するのではなく、トラヒックおよび法          令の規定に見合った「増設基準」への変更をすべ          きです。また、トラフィック計測は業界標準の 5          分おきにすべきです。(ここでいう 5 分計測とは、          5 分間にインタフェースで送信及び受信した総デ          ータ量を時間で割ったもので、これを 1 時間に 12</p>	<p>JAIPA の意見に賛同します。          利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT          東西に限らず ISP 事業者も同じです。その中で ISP          事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金の中          で、トラヒックに応じてバックボーンの増強など          を行っているものであり、NTT 東西だけがいまだに          セッション数(ユーザ数)での増設の立場を取っ          ています。トラヒックの計測方法を含めて、業界          の常識に見合ったトラヒックベースでの設備増          強を行うべきです。</p>

<p>回行うことを指します。) (JAIPA)</p>	
<p>JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外(優先転送や電話サービス等)接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設ける必要があります。(JAIPA)</p>	<p>JAIPA の意見に賛同します。IPoE 方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域 ISP にとっても NGN への参入ハードルが低くなり、多様な強みを持った ISP の参入が促されることとなります。</p>
<p>そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型の網改造料を、C 型よりも高く設定して接続事業者から取得していたことが問題になったのであって、違法状態を合法にするために後から接続約款を変更することは、明らかに妥当性を欠いています。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分から ISP 側区間 を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の濫用に他ならないため反対します。(JAIPA)</p>	<p>JAIPA の意見に賛同します。接続制度は法令や接続約款に基づき、適切な認可のプロセスを踏んで実施される必要があるところ、接続約款の規定に反する接続形態を導入し、それを既成事実にして後から接続約款を規定することが可能になってしまうと、接続制度の公正性への影響が計り知れません。</p> <p>C-20 型等の NTE は、現行の接続約款に適合させる形で、C 型と同額の接続料により提供すべきです。</p>

## 再意見書

2019年5月23日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社

だいはうとりしまりやくしやちよう たかはし まこと  
代表取締役社長 高橋 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所	弊社意見
(1) 実績原価方式に基づく平成31年度の接続料改定等	
<p>接続料金の上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2年連続の減少となるのみでなく、平成31年度は大幅な減少となっています。通信路設定伝送機能については、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行うべきとされ、これに基づきNTT東西殿に要請が行われました。これを受けて、平成28年に専用ノード装置等の更改に係る見通しがNTT東西殿より開示されましたが、費用への影響の程度が分からない上に、平成29年以降は情報開示が実施されておらず、今回の大幅な減少について予見することはできない状況でした。今回のように接続料が激変すると、接続事業者としてはサービスの継続や予算等の事業計画を立てることが困難であり、また接続料が上昇することを要因として、ネットワークの切替えをお願いしていたユーザーに対しても説明が困難な状況となっています。</p> <p>このような状況から、接続事業者の予見性を高めるためには、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示いただいたうえで、上記答申に基づき次年度以降についても引き続き中長期的な接続料の見通しを開示していただきたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>今回申請された平成31年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年比でNTT東日本▲43.9%、NTT西日本▲60.8%（高速デジタル64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA内）と、NTT東・西共に大幅な減少となっております。接続料の急激な変化は予算編成や事業計画を立てる上で大きな影響を与えることとなります。</p> <p>今回の急激な接続料の減少要因については、「専用線ノード装置等の設備更改に伴う設備のスリム化による施設保全費が減少するとともに、旧設備の除却が平成28年度で概ね完了したことから固定資産除却費が減少、また、平成28年度に実施した残価一括償却の反動により減価償却費が減少したこと」（*1）とあり、いずれの要因についても実績原価方式による接続料算定においては、接続料原価が大幅に減少に転じることや、マイナスの調整額が加算される可能性について予め見通しが立つものだったのではないかと考えられます。</p> <p>接続事業者の予見性の確保に関しては、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）の考え方(*2)を踏まえ、NTT東・西に接続事業者の予見性を高めるための方策を検討することが要請された結果、NTT東・西は、平成29年度接続料申請に先立ち平成28年10月31日に接続事業者向けのホームページで、「専用ノード装置等の更改に係る見通し」（平成28年度までの予定）を開示しました。</p> <p>しかしながら、その後は接続事業者に対して特段の情報開示も行われていないことから、当該要請の趣旨を踏まえ、今後は、接続料原価の予測に資する情報として、「専用ノード装置等の更改に係る見通し」と同様の情報を継続的に開示いただき、更に、接続料原価に大幅な変動が生じる可能性がある場合には、可能な限り、事前に詳細な情報を接続事業者が開示いただくこと</p>

	<p>を要望いたします。</p> <p>*1：NTT 東西の接続約款の変更認可申請に関する説明（平成 31 年度の接続料の改定等）</p> <p>*2：「通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示について、現在の開示情報に加えて、中長期的な接続料原価の推移予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策等を開示することにより接続事業者の予見性を高めるための検討を行い、総務省に報告するよう要請すること」</p>
<p>31 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定</p>	
<p>加入光ファイバの接続料算定に用いる耐年数について、接続料の算定に関する研究会（以下「研究会」といいます。）第一次報告書（平成 29 年 9 月）において「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない」ことが指摘され、「経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。」との考えが示されました。その後、研究会第 11 回会合（2018 年 1 月 23 日）において NTT 東西殿から、2018 年度第 4 四半期までに見直しをする場合には何年とするかを判断し、また早ければ 2019 年度からの見直しを含め検討する考えが示されました。</p> <p>しかながら、研究会第 17 回会合（2018 年 12 月 19 日）における事務局資料において「2019 年度の早い時期までに改めて検討に関する状況について聴取することが適当」と記載され、スケジュールが遅れたように見受けられますが、NTT 東西殿からは遅れた理由や、見直し時期を含む変更後のスケジュールについて説明がない状況です。</p> <p>つきましては、NTT 東西殿はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて説明することに加</p>	<p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会（以下、「研究会」という。）第二次報告書（以下「第二次報告書」という。）の考え方で示されている通り、平成 30 年又は平成 31 年早期には結論を出していく必要があることから、以後の研究会においてもフォローアップが進められてきました。</p> <p>しかしながら、NTT 東・西の検討結果は、「検討の結果、光ファイバの耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していく考え」との説明に留まり(*3)、第二次報告書のとりまとめ時点から変わることなく、むしろ、検討のスケジュールは遅れているように見受けられることから、左記の意見にもあるとおり、NTT 東・西はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて研究会で説明するとともに、総務省においても、速やかに NTT 東・西から検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。</p> <p>*3：接続料の算定に関する研究会 第17回（2018年12月19日）総務省資料『接続料の算定に関する研究会 平成30年(2018年) 9月以降の検討状況』（案）</p>

<p>え、第15回研究会（2018年11月1日）の非公開会合にてFY17年度末のデータを用いた推計結果が示された以降は議論がないことから、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
<p>（3）平成31年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等</p>	
<p>QoS制御係数の適用範囲については、今回算定に用いられた手法以外にも多様な提案がなされており、どれも否定される内容ではないことから、市場環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>左記意見のとおり、市場環境の変化等から、NTT東・西のネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。</p> <p>また、見直し是非の判断を行うためには、今回の接続料認可にあたって、QoS制御係数適用の考え方を明確にしておくとともに、毎年度認可申請の際に総務省においてNTT東・西から実際のネットワーク品質管理基準等を聴取した上で大きな変更がないかどうか等確認いただくことを希望いたします。</p>
<p>ひかり電話の接続料（IGS接続機能）については、通信時間・通信回数が減少傾向にあり将来原価方式による接続料算定の継続について課題があるかもしれないとの議論がなされています。しかしながら、近年はPSTNからIP網へのマイグレーションの進展などの環境変化もあり短期間で接続料の変動が激しいサービスも見受けられるところ、マイグレーションの完了までの間は費用や需要の変動が大きくなることも想定されるため、算定方式の見直しには慎重な検討が必要です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>NGNではひかり電話だけでなく、インターネット接続、映像配信、放送の再送信等のサービスが提供されています。インターネットトラフィックは依然として増加傾向（*4）にあること、また、今後4K・8K放送のIP再送信等によるマルチキャストトラフィックの増加も見込まれることから、NGN全体としては今後もトラフィックの増加傾向が維持されるものと思われます。</p> <p>加えて、左記意見のとおり、PSTNマイグレーションが完了するまでの間は、不確定要素も多く、費用や需要の変動も大きくなることが想定されるため、算定方式の見直しには慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>*4：接続料の算定に関する研究会 第20回（2019年4月24日）NTT東西資料より</p>
<p>（略）NGN県間設備の接続料に関する規律の在り方については検討が必要と考えます。研究会第二次報告書において「第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経由し一体的な利用が行われている場合におけ</p>	<p>NGNの県間通信用設備の利用については、現に利用されているもの、又は今後利用が見込まれるものとして、①ベストエフォート県間接続利用、②優先パケット県間接続利用、③IP音声県間接続利用の3つが考</p>

<p>る県間設備の接続料・接続条件については、その透明性・公平性及び適正性が特に重要であると考えられる。」とされており、接続料算定についての考え方が十分に説明されず、その検証に必要な情報が開示されない現行ルールのもとでは、仮にNTT東西殿の非指定約款での提供条件が公表されるとしても、それは一方当事者からの説明であり、その適正性を接続事業者側から十分に検証できないことから適正性の確保については問題があるものと考えます。また、事業者間協議における課題も弊社が従前より主張*している通りです。</p> <p>実際に、IP通信網県間区間伝送機能に係る接続料については、2014年以降見直しがなされず、機器コストの低廉化が適切には反映されていないと考えられるなどその適正性に疑問が生じる状態が生じております。このような現状を踏まえると、円滑な接続のためにどのような仕組みを作るかを検討すべき段階にきております。</p> <p>今後の具体的な検討の進め方については、研究会（第19回）において、県間接続機能について機能別にその不可避性の評価や今後の検討事項が示されていますが、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明であると考えます。</p> <p>（略）コロケーションや電柱と同様に第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省殿においてその適正性を検証いただくのが適当と考えます。</p> <p>*「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に対する弊社意見（平成30年8月31日）</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>えられるが、特に③IP音声県間接続利用については、POIの設置が東京・大阪の2カ所になる見込みであることから、県間伝送路を不可避的に利用せざるを得なくなります。</p> <p>そのため、③IP音声県間接続利用のような、利用の不可避性が高い県間通信用設備については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、コロケーション等のように、第一種指定電気通信設備と同等の適正性・公平性・透明性が確保される必要があります。</p> <p>接続料の算定に関する研究会第一次報告書を受け、現状、県間通信用設備に関する手続方法や手続にかかる標準的期間については、認可接続約款に記載されましたが、不可避性が高い県間設備の接続料についても、認可接続約款記載事項とすることを検討する必要があると考えます。</p>
<p>（略）便益とコストとのバランスに応じて料金変動するの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件でX型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。</p>	<p>現状、トラフィックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえれば、C-20型等のメニューは有効に機能していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20型等と同等の品質メニュー・費用負担である代替メニューの提供や、時</p>



【NGN IPoE 協議会】	代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。
<p>（略） 網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金変動するメニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、C-X 型が今後も提供されるよう希望いたします。</p> <p>【フリービット株式会社】</p>	
（４）長期増分費用方式に基づく平成 3 1 年度接続料改定	
<p>（略） また、今回の LRIC 検証の内容については、NTT 東西殿よりデータや検証プロセス等の詳細（利用者料金収入、接続料相当を具体的にどのように算出したのか、等）を提示していただき、それらの妥当性について検証すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>LRIC 検証については、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせ（4 対 1 等）へ移行の段階を進めるかどうかの重要な判断基準であるため、左記意見のとおり、算出過程や根拠、結果について詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省においても、例えば、検証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。</p>

以上

## 再意見書

2019年5月23日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん みやうち けん  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(1) 実績原価方式に基づく平成 31 年度の接続料の改定等

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
通信路設定伝送機能(専用線)接続料、及びドライカッパ接続料について	ソフトバンク株式会社	<p>＜ソフトバンク株式会社＞</p> <p>・通信路設定伝送機能(専用線)接続料について</p> <p>接続料金の上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2年連続の減少となるのみでなく、平成31年度は大幅な減少となっています。通信路設定伝送機能については、情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行うべきとされ、これに基づきNTT東西殿に要請が行われました。これを受けて、平成28年に専用ノード装置等の更改に係る見通しがNTT東西殿より開示されましたが、費用への影響の程度が分からない上に、平成29年以降は情報開示が実施されておらず、今回の大幅な減少について予見することはできない状況でした。今回のように接続料が激変すると、接続事業者としてはサービ</p>	<p>弊社の意見に追記いたします。</p> <p>前回平成31年3月28日公示の意見募集にて、弊社からは左記のように、通信路設定伝送機能、及びドライカッパ接続料において、接続事業者の予見性を高める観点から、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて開示いただいたうえで中長期的な接続料の見通しを開示すべきとの考えを示しました。特に需要が下がっていないながらコストが上がる場合(※)については、その原因及び将来のコスト見通しを早期に開示すべきと考えます。</p> <p>将来の見通しに関して、平成29年2月2日に、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東日本殿」といいます。)、及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT東西殿」といいます。)より総務大臣殿に提出された、「第一種指定電気通信設備接続料規則に基づく許可申請」の中で、ドライカッパ、及びメタル端末回線の接続料算定において、調整額の繰延による激変緩和措置が行われました。同申請の中</p>

		<p>入の継続や予算等の事業計画を立てることが困難であり、また接続料が上昇することを要因として、ネットワークの切替えをお願いしていたユーザに対しても説明が困難な状況となっています。</p> <p>このような状況から、接続事業者の予見性を高めるためには、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示いただいたうえで、上記答申に基づき次年度以降についても引き続き中長期的な接続料の見通しを開示していただきたいと考えます。</p> <p>・ドライカッパ接続料について</p> <p>平成 31 年度接続料改定に係る NTT 東西殿主催の説明会において、ドライカッパ接続料低廉化の要因の一つとして、今後利用見込みがない回線の減損処理を実施したとご説明がありました。加えて、同説明会では、減損については大部分の処理が終わったとご説明もありましたが、今後もメタル回線は需要が減少していくと見込まれることから、引続き利用見込みが無くなった資産については、毎年減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>また、接続専用線の部分でも述べましたが、接続事業者の予見性を高めるといった観点から、メタル回線についても同様に、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて開示い</p>	<p>で NTT 東西殿は、平成 30 年度接続料への影響について、平成 28 年度に行われた減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、繰延による影響が抑えられ、その接続料水準については、需要の減少度合いが同様であるとすると、平成 29 年度の接続料水準から大幅には変動しないといった趣旨の見通しが示されており、実際に平成 30 年度接続料は概ね見込み通りとなっております。</p> <p>先述した将来予測については、同許可申請にて NTT 東西殿が見込まれた程度の予測は可能であり、さらに、これを基に複数年の将来予測を提示いただきたいと考えます。</p> <p>また、その中で一時的な要因により、大幅な料金変動が想定される場合は、上記激変緩和措置のように一部費用を繰り延べ、一定期間内で取り漏れなく平準化した料金を設定することも可能と考えます。</p> <p>加えて、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成 28 年 3 月 31 日）において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行うべきとされ、これに基づき NTT 東西殿に要請が行われましたが、それにより、費用への影響が分からない等、十分とは言えないにせよ、NTT 東西殿から専用ノード装</p>
--	--	--	--

		<p>ただいたうえで中長期的な接続料の見通しを開示すべきと考えます。</p>	<p>置等の更改に係る見通しが公開されました。引続き総務省殿におかれましては、より一層公正妥当な接続料制度実現のため、情勢を注視いただき、必要に応じた適正な措置が行われるようお取り計らいいただきたいと考えます。</p> <p>(※) 需要が下がっているがコストが上がる場合は、別紙 1 &lt;NTT 東日本殿&gt; で言う FY15、&lt;NTT 西日本殿&gt; で言う FY14～FY17 を指します。</p>
--	--	--	--

(2) 平成 31 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
<p>加入光ファイバの利用促進（平成 31 年度の加入光ファイバに係る接続料改定等）</p>	<p>一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会</p>	<p>ネットワークの IP 化、サービスの多様化・高度化が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を伴うものであることから、光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また、光コラボレーション(卸サービス)は FTTH サービス市場において主要な利用形態となっていることから、加入光ファイバ等の接続と同様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていただき、中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように 議論され</p>	<p>光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化すべきであるという、日本ユニファイド通信事業者協会殿の意見に賛同します。</p> <p>弊社としても、算定の見直しについて長期に渡り要望をしていますが、特に、光ファイバケーブルにおける耐用年数については、2015 年度 9 月の「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」の答申以降 4 年に渡り議論しているものの、未だ見直しが行われておりません。</p> <p>その後耐用年数について議論している「接続料の算定に関する研究会」においても、第 2 次報告書（2018 年 10 月 2 日）において「平成 31 年早期に結論を出すことが適当であり、またそうでなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているのか疑念が生じかねない」</p>

		ることを希望いたします。	等と指摘されているところ、第 15 回会合（2018 年 11 月 1 日）以降 NTT 東西殿から報告がない状況です。 また、別紙に記載の通り 2014 年から 2017 年度末実績のデータによる試算値までが公開されていますが、毎年概ね 1 年ごと推計値が延長されており、また FY17 末の実績データでは架空ケーブル及び地下ケーブルそれぞれの下限値が既に現在適用の耐用年数（架空ケーブル 15 年、地下ケーブル 21 年）に達していることに鑑みても現在適用している耐用年数は妥当とは言い難く、2020 年度以降の料金算定では実態に合った適正な耐用年数を適用すべきと考えます。
--	--	--------------	--

(3) 平成 31 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
NGN におけるトラフィック把握の緻密化について	KDDI 株式会社	当該トラフィックの変化は、NGN における各機能の接続料算定に大きな影響を与えることから、毎年度、マルチキャスト方式のトラフィック実態を調査し、接続料算定に用いるトラフィックに反映させることが必要であると考えます。	KDDI 株式会社殿(以下「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同いたします。 接続料金算定において接続料原価を除くトラフィックは接続料金算定で影響の大きな要因であり、その適正性は接続料金の適正性に直結します。 したが、マルチキャストトラフィックについては、実態と乖離した不適正なものとなっていないかを検証するため、毎年度そのトラフィック実態を調査、情報開示したうえで接続料算定にもちいるトラフィックへと反映すべきと考えます。
NGN 品質クラス別コスト配賦のための新係数	KDDI 株式会社	今回、NTT 東・西の認可申請通りに採用するにしても、意見募集を経て修正されるにしても、どういう考	KDDI 殿意見に賛同いたします。QoS 制御係数の適用範囲及び QoS 換算係数との関係については、今回算

		<p>え方に基づいて新係数を採用（または修正）したのかを明確にしておくことで、今後のコストドライバの見直しの際にも当該考え方が参考になることから、「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び「新係数とQoS換算係数との関係」については、認可にあたって、その考え方等を明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>また、本 WG における検討の結果として、「新係数は、実際のネットワークの品質管理基準を算定に用いることが困難という前提を置いて検討した結果であり、当該前提が変わることがあれば、当然に再検討の余地が生じる」との考え方が示されたとおり、市場環境の変化等から、ネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。</p> <p>加えて、実際のネットワークの品質管理とコスト配賦に用いるモデルに大きな乖離が生じるのであれば、コストドライバとして適切ではないため、毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT 東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認いただくことを希望いたします。</p>	<p>定に用いられた手法以外にもそれぞれ一定の合理性を有する多様な提案がなされており、その評価については今後の課題として整理されていることから、適宜見直しが行われるべきです。</p> <p>その際に参考材料となるのは、算定に用いられた考え方と最新のネットワーク品質管理基準であり、NTT 東西殿においては認可時申請の際には都度これらを説明いただくべきと考えます。</p>
<p>NGN 接続料（IGS 接続）算定に用いられる需要予測について</p>	<p>KDDI 株式会社</p>	<p>これは、調整額が 0 である将来原価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向が続いていることを意味していることから、需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法について改善で</p>	<p>KDDI 殿意見に賛同いたします。接続料金の算定における予測値は実態との乖離が極力抑えられていることが望ましく、継続的に乖離が発生し続けている状態であれば、その乖離を解消するための取り組みが行われるべきであると</p>

		<p>きる点がないか検討することが必要だと考えます。</p> <p>具体的には、現行の需要予測は、「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」（総務省公表）の固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）と IP 電話合算の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数から算出しておりますが、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）の需要減少が影響し、結果として、算出されるトラヒック予測が実績よりも小さくなる傾向があることから、本需要予測がひかり電話（IP 電話）の需要予測であることを鑑み、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）と IP 電話合算の値を用いるのではなく、IP 電話の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数のみから算出し、再申請すべきと考えます（当社試算だと、過去 5 ヶ年度分について約 4～5%程度改善することを確認）。</p>	<p>考えます。</p> <p>NGN 接続料算定に用いられる需要及び原価の予測実績推移において、2015 年までは改善されてきた実績と算定に用いるトラヒックの乖離が再度確認されていることから、KDDI 殿が指摘されている見直しを行い乖離率の改善状況を検証したうえで、乖離率の改善に資すると評価されるのであれば、不適正な状況を早急に改善すべく、NTT 東西殿においては接続料を再計算のうえ、認可の再申請を行うことが適当と考えます。</p>
<p>行政指導を踏まえた改定（網終端装置 C-20 型当の料金及び申込受付基幹等の提供条件）</p> <p>第 2 網改造料</p> <p>1 - 1 網改造料の対象となる機能 附則 3</p>	KDDI 株式会社	<p>接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20 型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニューの提供や、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。</p>	<p>KDDI 殿意見において「時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望する」とされているとおり、接続用設備はトラヒックの増加や技術発展による効率化等の周辺状況、事業者からのニーズ等を踏まえ、その状況変化に合ったメニューの設定や基準の見直しが行われることが望ましいため、エンドユーザの利便性を損なわないよう継続的な検討が必要なものと考えます。</p>
東日本附則第 6 項、	EditNet 株式会社	<EditNet 株式会社>	D 型 NTE（料金表 網改造料 53 欄ウ欄 51 欄ウ欄



西日本附則 2 項について	社団法人日本インターネットプロバイダー協会	<p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D 型 NTE（料金表 網改造料 53 欄ウ欄 51 欄ウ欄に規定する NTE をいいます。）を他の NTE に変更できる経過措置を平成 30 年（2018 年）5 月 31 日時点で設置されている D 型 NTE に限り、さらに「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべての D 型 NTE についてその他の NTE への変更を認めるべきと考えます。</p> <p>&lt;社団法人日本インターネットプロバイダー協会&gt;</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な必要な水準、つまり本来の水準に是正されるべきものですから、D 型 NTE を他の NTE に変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とするのは不当ないし不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に決着して一定期間を経過するまでは、引き続き変更を認めるべきです。</p>	<p>に規定する NTE をいいます。）を他の網終端装置へ変更する移行措置が行われる点については、接続事業者のニーズに合わせた柔軟な対応であり歓迎します。</p> <p>一方、EditNet 株式会社殿（以下「EditNet 殿」といいます。）及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（以下「日本インターネットプロバイダー協会殿」といいます。）の意見の通り、D 型 NTE を他の網終端装置へ変更する期間を設けないことが本来望ましいと考えます。仮に NTT 東西殿において経過措置を 3 ヶ月間に限定する必要があるのであれば、先ずその理由についてご説明いただくなど、事業者間の相互理解を醸成する取り組みを行っていただくべきと考えます。</p>
県間区間料金について	EditNet 株式会社 日本インターネットプロバイダー協会	<p>&lt;EditNet 株式会社&gt;</p> <p>当社の所属団体である JAIPA もかねて主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることか</p>	<p>弊社は、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、どの県間設備用途（BE 県間、優先パケット県間、IP 音声県間）においてもその不可避性は自明であると考えておりま</p>

		<p>ら、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。</p> <p>&lt;社団法人日本インターネットプロバイダ協会&gt;</p> <p>JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外(優先転送や電話サービス等)接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。</p>	<p>す。BE 県間については、不可避性が低いのではないかとの意見がありますが、優先パケットを利用するサービスは IPoE 接続が必須であることから BE 県間設備の利用も不可避です。</p> <p>EditNet 殿及び日本インターネットプロバイダ協会殿の意見において、「県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要」とされています。このような県間区間の伝送機能について何らかの規律を求める意見について、NTT 東西殿は、IP 音声県間接続においては、「繋ぐ機能 POI」を介して接続することで対称・対等な関係である等として当事者間の協議にゆだねられるべきとの主張をされているところです。</p> <p>しかしながら、NTT 東西殿はボトルネック設備を有し、接続協議において市場支配力を行使することが可能な市場支配的な事業者であり接続事業者と対等ではありません。また、実際に事業者間協議を行ってきた弊社も情報提供が十分になされず、接続料の算定に関する研究会において取り上げられることで、初めて有意義な情報開示がなされる等、協議も長期化しておりました。</p> <p>このような状況に鑑みると、当事者間の協議にゆだねた場合、事業者間協議が遅延し、不十分な情報しか開示されない中でサービスの必要に迫られ、仕方なく合意せざるを得ないという状況が生じることとなります。</p> <p>このような状況を改善するためには、県間設備が、第一</p>
--	--	---	--

			種指定電気通信設備である県内設備と一体利用されており不可避性があることに着目し、第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な規律を県間区間伝送機能に課すことが考えられます。具体的には、接続料規則に準拠した原価・利潤の算定を接続約款記載事項とする等の対応が必要であると考えます。
--	--	--	---

(4) 長期増分費用方式に基づく平成 31 年度の接続料改定

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
全般	KDDI 株式会社	なお、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において示されたとおり、次期適用期間以降の接続料算定に用いる方法として LRIC 方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタル IP 電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、特に大きなコスト課題となる加入者交換機（メタル収容装置）の今後のコストの見通しについて、NTT 東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要であると考えます。	KDDI 殿意見に賛同いたします。次期 LRIC モデルの見直し議論が間もなく開始されること、その検討においてもメタル IP 電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、加入者交換機（メタル収容装置）の今後のコストの見通等について、NTT 東西殿においてはできる限り早期に明確いただくべきと考えます。
LRIC 検証	KDDI 株式会社	LRIC 検証については、通常のス tack テスト以上に算出過程や根拠、結果について詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省においても、例えば、検証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。	本来、現実的により効率的な NW 構成を追求できる IP-LRIC モデルを用いて接続料を算定することが、公正な環境の実現を目指す制度の趣旨に沿うものと考えますが、現状の整理では LRIC 検証の結果に基づき段階的に IP-LRIC モデルを考慮することとされており、その検証の妥当性は極めて重要な意味を持ちます。

			<p>まずは、その検証の妥当性を評価する必要があることから、KDDI 殿が意見されている通り、その算出過程や根拠等については透明性・適正性を確保するためにも可能な限り情報提供を行い、接続事業者による分析・評価を可能とすべきです。</p> <p>また、情報の性質から接続事業者への情報開示が困難な事項については、総務省殿による積極的な検証を経て、その結果を公開する等、透明性・適正性を担保する取り組みがなされるべきと考えます。</p>
--	--	--	--

以上

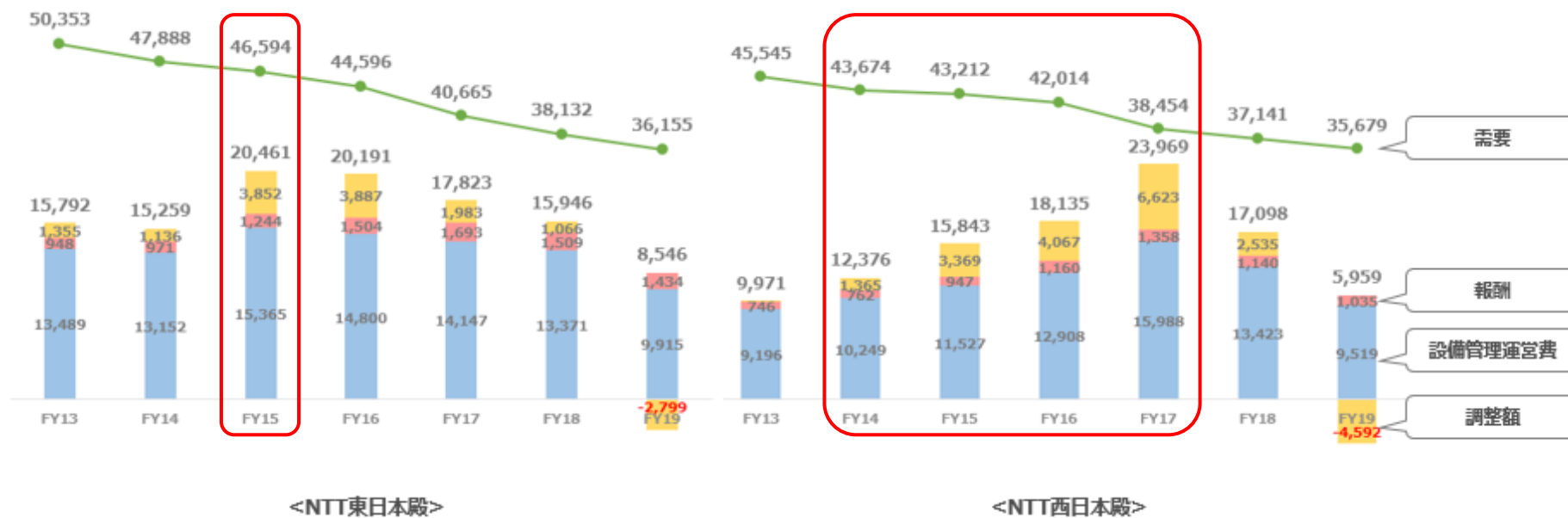
別紙 1 メタル専用線等の接続料原価、及び DA64 回線数の推移

※接続料原価は NTT 東西殿の網使用料算定根拠資料を基に作成。

DA64 回線数は、平成 31 年 3 月 28 日開催、第 93 回情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会配賦資料を基に作成。

※需要の単位は(回線)

※接続料原価の単位は(百万円)



別紙 2 NTT 東西殿の光ファイバに係る耐用年数について

現在適用の耐用年数	
架空ケーブル	地下ケーブル
15年	21年

【NTT 東西殿の試算値】

※NTT 東西殿ホームページ掲載資料及び接続料の算定に関する研究会公開資料を基に作成

	7つの関数の範囲(※)		2008年と同じ推計方法	
	架空ケーブル	地下ケーブル	架空ケーブル	地下ケーブル
FY14末データ	13年~20年	19年~32年		
FY15末データ	14年~21年	20年~33年	19年	26年
FY16末データ	14年~22年	20年~34年		
FY17末データ	15年~23年	21年~36年		

※7つの関数：指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布

再意見書

令和元年5月23日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 540-8622  
(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちようめ1ばん5ごう  
住 所 大阪府中央区城見2丁目1番5号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ オプテージ  
氏 名 株式会社 オプテージ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう あらき まこと  
代表取締役社長 荒木 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
<p>加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、研究会第二次報告書(2018年10月2日)において「レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」と明記されています。</p> <p>また、現在 NTT 東西殿は、光ファイバケーブルにおける未利用芯線(NTT 東日本殿 41.2%、NTT 西日本殿 45.4%(※))についてもレートベースに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っている状況です。</p> <p>本件については、研究会における検討を早急に進める必要がありますが、少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきであると考えます。</p> <p>(※)第 16 回研究会(2018 年 11 月 30 日)の NTT 東西殿資料に基づき算出。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2030 年頃の通信ネットワークを見据えると、光ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティによる通信インフラの強靱化も必要であることから、引き続き事業者間の設備競争を促進することは競争政策上の極めて重要な課題であると考えます。</li> <li>・ この点、仮にソフトバンク殿が主張している「未利用芯線をレートベースから除外する」案を実施した場合、自己設置事業者は未利用芯線(先行投資)を含めた資本コストを負担する一方、接続事業者はそれを含まない資本コストで設備を借りることになり、自己設置事業者と接続事業者との間で競争上の不公平が生じます。このような「自ら作るよりも借りる方が有利」となる見直しは、競争環境に歪みを生じ、設備競争を衰退させるものと考えます。</li> <li>・ 弊社の光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。</li> <li>・ また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。</li> </ul>

以上



## 再意見書

2019年5月23日

総務省 総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511  
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
氏名 にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 こばやし みつよし 小林 充佳

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見
<p>接続専用線の接続料に関するご意見</p>	<p>接続料金の上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2年連続の減少となるのみでなく、平成31年度は大幅な減少となっています。通信路設定伝送機能については、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行うべきとされ、これに基づきNTT東西殿に要請が行われました。これを受けて、平成28年に専用ノード装置等の更改に係る見通しがNTT東西殿より開示されましたが、費用への影響の程度が分からない上に、平成29年以降は情報開示が実施されておらず、今回の大幅な減少について予見することはできない状況でした。今回のように接続料が激変すると、接続事業者としてはサービスの継続や予算等の事業計画を立てることが困難であり、また接続料が上昇することを要因として、ネットワークの切替えをお願いしていたユーザに対しても説明が困難な状況となっています。</p> <p>このような状況から、接続事業者の予見性を高めるためには、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示いただいたうえで、上記答申に基づき次年度以降についても引き続き中長期的な接続料の見通しを開示していただきたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘の2016年度における専用ノード装置等の更改に係る情報開示については、2013年度から実施していた専用線ノード装置等の設備更改の影響により原価の増減がそれまでの傾向と異なっていたことから、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、専用線ノード装置等に係る2013年度から2016年度までの設備更改の実施スケジュールおよび2012年度から2015年度までの専用線に係る接続料原価の実績推移をお示ししたものです。</li> <li>・ また、当社は、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合わせて、ドライカップ、接続専用線、中継ダークファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可申請に先んじて開示しています。</li> <li>・ しかしながら、専用ノード装置等の更改を含め設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難です。また、将来の接続料水準については、コストの見通しだけでなく、接続事業者および当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することも困難です。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は接続事業者の予見性の確保につながらないと考えます。</li> <li>・ 当社としては、今後も、原価、需要、単価等の速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>ドライカップ接続料に関するご意見</p>	<p>平成31年度接続料改定に係るNTT東西殿主催の説明会において、ドライカップ接続料低廉化の要因の一つとして、今後利用見込みがない回線の減損処理を実施したとのご説明がありました。加えて、同説明会では、減損については大部分の処理が終わったとのご説明もありましたが、今後もメタル回線は需要が減少していくと見込まれることから、引続き利用見込みが無くなった資産については、毎年減損処理を実施するべきと考えます。</p> <p>また、接続専用線の部分でも述べましたが、接続事業者の予見性を高めるといった観点から、メタル回線についても同様に、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて開示いただいたうえで中長期的な接続料の見通しを開示すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。</li> <li>・ 中長期的な接続料について、接続専用線の接続料と同様に、設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難です。また、将来の接続料水準については、コストの見通しだけでなく、接続事業者および当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することも困難です。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は、接続事業者の予見性の確保につながらないと考えます。</li> <li>・ 当社は、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合わせて、ドライカップ、接続専用線、中継ダークファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可申請に先んじて開示してきており、今後も、接続料金の速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
認可申請時期に関するご意見	<p>平成31年度接続料改定に関しては、実績原価方式に基づくもの、加入光ファイバ、次世代ネットワーク、及び長期増分費用に基づくものについて、それぞれ4月1日から適用すべき料金にもかかわらず3月申請となり、その結果、遡及精算を実施することが確定しています。各研究会等で算定方法について議論されている機能・料金等については、認可申請が遅れることについて理解できますが、議論の影響が特にないものについては速やかに申請していただきたいと考えます。なお、加入光ファイバ等は現在も研究会等で算定方法について議論されていますが、次年度以降、極力認可申請が遅れないよう、速やかに検討を進めていただきたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年度適用接続料については、「接続政策委員会」および「接続料の算定に関する研究会」の議論や、各種状況を踏まえ、2019年3月に認可申請を行ったものです。</li> <li>・ 当社としても、本来であれば接続料の遡及精算が発生しないよう、適用年度の開始までに認可されることが望ましいと考えており、次年度以降においても、委員会の議論状況等を踏まえつつ、速やかな接続料の認可申請に向けて、引き続き対応していく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>コロケーション費用 予見性向上に関する ご意見</p>	<p>平成 30 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成 30 年 5 月 25 日）において、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT 東西殿」といいます。）に対し、コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地がないか検討すべきとされ、これに基づき要請が行われました。これを受けて、NTT 東西殿より平成 31 年度のコロケーション費用に係る予見性確保の取組みとして、10 月末に電気料の試算値が開示されました。しかしながら、平成 30 年度においては、調整額の影響もあり、電気料より設備使用料の変動が大きかったことを踏まえると、電気料の情報開示のみでは不十分であるため、主要エリアだけでも電気料と同様に設備使用料の情報についても 10 月末に開示する必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、主要エリア（大阪・愛知）におけるビル毎の設備保管料（スペース料・電気料）および設備使用料（電力設備・空調設備使用料等）を、接続料の認可申請の時期に合わせ、例年 1 月末頃に「早期開示」として開示しているところです。</li> <li>・ 上記に加え、2018 年度より、予見性向上に資する新たな取組みとして、接続事業者にご負担いただくコロケーション費用において最も負担割合が大きく、接続会計結果に基づく諸比率等を用いる必要がない電気料について、毎年度 10 月末に電力会社の公表値に基づく試算値を開示しました。</li> <li>・ ご指摘の「設備使用料（電力設備・空調設備使用料等）」については、10 月末に総務省殿に報告する各種諸比率を用いる必要があることから、主要エリアのみであっても単金を 10 月末に開示することは困難ですが、更なる予見性向上の取組みとして、10 月末までに、設備使用料の算定に用いる「設備管理運営費比率」を開示するとともに、11 月以降、早期開示の前までに、主要エリアにおけるコロケーション実績の多いビル等を数ビル抽出したうえで、設備使用料の試算値を開示することとします。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>光ファイバの耐用年数に関するご意見</p>	<p>加入光ファイバの接続料算定に用いる耐用年数について、接続料の算定に関する研究会（以下「研究会」といいます。）第一次報告書（平成 29 年 9 月）において「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない」ことが指摘され、「経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。」との考えが示されました。その後、研究会第 11 回会合（2018 年 1 月 23 日）において NTT 東西殿から、2018 年度第 4 四半期までに見直しをする場合には何年とするかを判断し、また早ければ 2019 年度からの見直しを含め検討する考えが示されました。</p> <p>しかしながら、研究会第 17 回会合（2018 年 12 月 19 日）における事務局資料において「2019 年度の早い時期までに改めて検討に関する状況について聴取することが適当」と記載され、スケジュールが遅れたように見受けられますが、NTT 東西殿からは遅れた理由や、見直し時期を含む変更後のスケジュールについて説明がない状況です。</p> <p>つきましては、NTT 東西殿はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて説明することに加え、第 15 回研究会（2018 年 11 月 1 日）の非公開会合にて FY17 年度末のデータを用いた推計結果が示された以降は議論がないことから、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光ファイバの耐用年数について、財務会計上の観点から、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」等の最新の市場動向を踏まえ、今後の陳腐化リスクの変動要素等を総合的に勘案した結果、2019 年度より、架空光ケーブルは 15 年から 20 年に、地下光ケーブルは 21 年から 28 年に、海底光ケーブルは 13 年から 21 年に見直しました。</li> <li>・ 今後、当該見直しの接続料への反映に向けた対応を進めていく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>光ファイバの未利用芯線に関するご意見</p>	<p>加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、研究会第二次報告書（2018年10月2日）において「レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」と明記されています。</p> <p>また、現在NTT東西殿は、光ファイバケーブルにおける未利用芯線（NTT東日本殿41.2%、NTT西日本殿45.4%（※））についてもレートベースに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っている状況です。</p> <p>本件については、研究会における検討を早急に進める必要がありますが、少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきであると考えます。</p> <p>（※）第16回研究会（2018年11月30日）のNTT東西殿資料に基づき算出。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光ファイバケーブルの敷設は、芯線数の少ないケーブルを需要発生都度の都度、繰り返し敷設することよりも、芯線数の多いケーブルを将来需要や故障対応等を予め見積もった上で敷設する方が効率的な投資となることから、当社は工事の頻度・内容による費用の発生状況や物理的な制約を踏まえつつ、最適なケーブルを選定し効率的な設備構築を実施しています。</li> <li>・ ご指摘いただいたような仕組みの導入は、上記のとおり、かえってコストの増加を招くことから、実施すべきでないと考えます。</li> <li>・ 仮にこのような制度を導入した場合には、現時点での芯線使用率のみを高めることになり、将来を見据えた光基盤構築に向けた設備投資が停滞し、ユーザへの即応や今後の5Gへの対応等、将来を見据えた光基盤構築に多大な影響が生じるものと考えます。また、ブロードバンドサービスやモバイルの競争が進展している中、加入光ファイバの需要を正確に見通すことは困難な状況下において、そのリスクを一方的に設備構築事業者に押し付けることとなり、設備構築事業者のインセンティブを著しく阻害するものと考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>NGN のトラヒック把握およびクラス別コスト配賦に関するご意見</p>	<p>NGNにおけるトラヒック把握の精緻化について</p> <p>マルチキャスト方式は、放送の再送信等のトラヒックが中継ルータ等の下部ポートでパケットが複製されて各收容ルータに配信される仕組みであるため、これまでのトラヒック測定ポイントであるSNI 收容ルータの測定だけでは、中継ルータや伝送路（中継ルータ～收容ルータ）におけるトラヒックを精緻に把握することができない、という問題がありました。</p> <p>今回、この問題を是正するため、NTT 東・西においてマルチキャスト方式のトラヒックの実態を把握するサンプル調査を実施し、その結果を接続料算定に用いるトラヒックに反映させたことは適切であると考えます。</p> <p>なお、今後、放送の再送信等を利用する利用者数の増減や中継ルータ・收容ルータの増減設等があった場合には、中継ルータ等の下部ポートで複製されるパケットが増減し、各中継ルータ・收容ルータに配信されるトラヒックも増減することから、SNI 收容ルータを通過するトラヒックと、中継ルータ、伝送路（中継ルータ～收容ルータ）を通過するトラヒックの比率が変化することも想定されます。</p> <p>当該トラヒックの変化は、NGNにおける各機能の接続料算定に大きな影響を与えることから、毎年度、マルチキャスト方式のトラヒック実態を調査し、接続料算定に用いるトラヒックに反映させることが必要であると考えます。</p> <p>NGN 品質クラス別コスト配賦のための新係数</p> <p>今回、品質クラス別に共用設備費用を配賦する際の重み付けに用いるために、新たに「QoS 制御係数（以下、「新係数）」が導入され、適用範囲は中継ルータと伝送路の共用設備費用とされています。</p> <p>新係数の検討が行われた『NGN コストドライバの見直しに関するワーキンググループ』（以下、「本WG」）では、今後の検討事項等（※</p>	<p>&lt;マルチキャストトラヒック把握の精緻化について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿のご意見のとおり、当社としても、毎年度、今回の検討において実施した方法と同様のサンプル調査を実施し、マルチキャストトラヒックを適切に接続料算定に反映する考えです。</li> </ul> <p>&lt;QoS 制御係数について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本係数は、優先制御に係るQoSクラス別の物理的なコストの把握が困難であることや、透明性の高い係数を設定する観点から、トラヒックが増加した場合において、全てのQoSクラスの遅延時間が解消する必要設備量（必要帯域）に着目し、待ち行列理論に基づく数式を用いて数理的にQoSクラス別の必要設備量（必要帯域）を求め、当該設備量の比率を係数化したものです。</li> <li>・ 数理的に求められたQoSクラス別の設備量（必要帯域）は、帯域に起因してコストが変動する中継ルータ・伝送路の設備量であることから、本係数の適用範囲は、中継ルータ・伝送路とすることが適当であると考えます。</li> <li>・ なお、当社としては、今回のコストドライバの見直しを踏まえ、当面の間、当該算出方法を用いる考えですが、今後、環境の変化に伴い係数の算出方法が適切でないと考えられる場合には、改めてコストドライバの見直しについて検討する考えです。</li> </ul> <p>&lt;コスト削減の取組み内容について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト削減の取組み内容の詳細は当社の業務運営に係る情報であるため、一律に開示することは困難ですが、事業者説明会等において、算定根拠等を用いて丁寧に説明を実施していく考えです。</li> </ul>



区分	他事業者意見	当社意見
	<p>1) として、「新係数がどの範囲の設備費用に適用されるべきかという論点（適用範囲）と、現行の「QoS 換算係数」と重ねて適用することの是非及び重ねて適用する場合のその方法という論点（QoS 換算係数との関係）については、多様な意見が示され、限られた関係者で結論を得るより、研究会会合等よりオープンな場での継続検討を行うことが適当ではないか。」との考え方が示され、いずれの考え方も算定方法として取り得る可能性が残っていたところです。</p> <p>本 WG で出された意見を大別すると、細かい違いはあるものの、概ね以下の2つの考え方に集約されます。</p> <p><u>① 採用するコストドライバの考え方を踏まえ、適用範囲を整理</u></p> <p><u>採用するコストドライバの考え方に基ついてコストドライバの適用範囲も整理する考え方。</u> 今回のコストドライバは、ある品質クラスのトラヒックが増加した際、品質クラス毎に現在の品質（遅延時間）を維持するために必要な設備量（出力帯域）が異なることに着目し、その差を品質クラス別のコスト配賦の重み付けとするものであることから、出力帯域に基ついて増減する設備（中継ルータや伝送路）に適用するという整理。</p> <p><u>② 採用するコストドライバの考え方とは切り離し、機能に着目して適用範囲を整理</u></p> <p><u>中継ルータと伝送路の共用設備費用について、大きく、優先制御機能に係るコスト配賦と、帯域制御機能に係るコスト配賦の2つに分けて、それぞれに適切なコストドライバを採用するという考え方。</u> 今回の新係数は、優先制御に基づく品質クラス別のコスト配賦の重み付けであるため、優先制御を主とする中継ルータに適用（ただし、帯域制御のコストドライバである QoS 換算係数は重畳適用しない）し、帯域制御を主とする伝送路には、従来の QoS 換算係数を適用するという整理。</p> <p>当社は、本 WG において、前者の考え方に立ち、また、コストド</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>ライバの適用範囲もより実際の設備構成を踏まえて詳細に検討すべきであることから、出力帯域の増減との連動性の高い設備である中継ルータ及び伝送装置のインタフェースに限って新係数を適用すべきとの考え方を提示しております。</p> <p>一方で、上記①②の考え方は、いずれも一定の合理性は有していると考えられること、また、適用範囲を細かく見るのか大まかに見るのかは、作業負荷とその効果を踏まえた決めの問題であるとも考えられますが、今回、NTT 東・西の認可申請通りに採用するにしても、意見募集を経て修正されるにしても、どのような考え方に基づいて新係数を採用（または修正）したのかを明確にしておくことで、今後のコストドライバの見直しの際にも当該考え方が参考になることから、「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び「新係数と QoS 換算係数との関係」については、認可にあたって、その考え方等を明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>また、本 WG における検討の結果として、「新係数は、実際のネットワークの品質管理基準を算定に用いることが困難という前提を置いて検討した結果であり、当該前提が変わることがあれば、当然に再検討の余地が生じる」との考え方が示されたとおり、市場環境の変化等から、ネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。</p> <p>加えて、実際のネットワークの品質管理とコスト配賦に用いるモデルに大きな乖離が生じるのであれば、コストドライバとして適切ではないため、毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT 東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認いただくことを希望いたします。</p> <p>※1: 接続料の算定に関する研究会（第 19 回） 資料 19-1 『接続料の算定に関する研究会 NGN コストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果』</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p data-bbox="439 205 680 236">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="423 304 1227 523">           今回行われたトラフィック把握の精緻化及びQoS制御係数の採用については、コスト配賦の適正性を向上させる一定の効果があったものと考えます。しかしながらQoS制御係数の適用範囲については、今回算定に用いられた手法以外にも多様な提案がなされており、どれも否定される内容ではないことから、市場環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべきと考えます。         </p> <p data-bbox="423 544 1227 722">           なお、今回の接続料算定にあたっては「保守業務等の内製化やシステム化の推進」が行われており、これがコスト削減に寄与している旨が報告されていますが、NTT東西殿による詳細な情報開示がなされることで接続事業者によって検証が可能となり、相互理解が深まると考えます。         </p> <p data-bbox="439 743 734 774">【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見																											
関門交換機接続ルーティング伝送機能の接続料に関するご意見	<p>               現行の需要予測については、一定の考え方に基づく根拠を有しているものの、過去5年間の通信回数・通信時間について認可申請時予測と実績を比べると、認可申請時予測が毎年度数%程度（例：5ヶ年度平均で5.0%～6.7%（通信回数の場合））小さく予測される傾向が続いています。             </p> <p>               これは、調整額が0である将来原価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向が続いていることを意味していることから、需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法について改善できる点がないか検討することが必要だと考えます。             </p> <p>               具体的には、現行の需要予測は、「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」（総務省公表）の固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）とIP電話合算の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数から算出しておりますが、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）の需要減少が影響し、結果として、算出されるトラヒック予測が実績よりも小さくなる傾向があることから、本需要予測がひかり電話（IP電話）の需要予測であることを鑑み、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）とIP電話合算の値を用いるのではなく、IP電話の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数のみから算出し、再申請すべきと考えます（当社試算だと、過去5ヶ年度分について約4～5%程度改善することを確認）。             </p> <p>               &lt;需要予測に係る集計対象&gt;             </p> <table border="1" data-bbox="450 1042 1207 1313"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行算定</th> <th rowspan="2">当社提案</th> </tr> <tr> <th>発信</th> <th>着信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>（集計対象外）</td> </tr> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td rowspan="2">携帯・PHS</td> <td>（集計対象外）</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">携帯・PHS</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>（集計対象外）</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> </tbody> </table> <p> <b>【KDDI株式会社】</b> </p>	現行算定		当社提案	発信	着信	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	IP電話	集計対象	IP電話	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	集計対象	IP電話	IP電話	集計対象	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	携帯・PHS	（集計対象外）	IP電話	集計対象	携帯・PHS	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）	IP電話	集計対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>               ひかり電話通話トラヒックの予測にあたっては、通話トラヒック総量の傾向ではなく、ひかり電話発着の対地別の契約者数の変動と、1ユーザあたりトラヒックの変動をそれぞれ反映しています。1ユーザあたりトラヒックの変動は、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）（以下、PSTN）ユーザがひかり電話へ移行する実態も反映するため、PSTNを含めて算定しています。             </li> <li>               KDDI 殿の試算方法は当社では分かりかねますが、当社としては、ひかり電話通話トラヒックが減少傾向にある実態や、申請概要資料において「NGN接続料は接続料規則の規定により（3条許可を受けない限り）調整額が0であるため、（中略）予測実績間の関係の推移状況を注視することが重要である」との指摘があること等を踏まえ、今後、予測方法の変更や算定方式の見直しについて検討していく考えです。             </li> </ul>
現行算定		当社提案																											
発信	着信																												
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）																											
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	IP電話	集計対象																											
IP電話	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	集計対象																											
IP電話	IP電話	集計対象																											
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	携帯・PHS	（集計対象外）																											
IP電話		集計対象																											
携帯・PHS	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）																											
	IP電話	集計対象																											

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>ひかり電話の接続料（IGS 接続機能）については、通信時間・通信回数が減少傾向にあり将来原価方式による接続料算定の継続について課題があるかもしれないとの議論がなされています。しかしながら、近年はPSTN から IP 網へのマイグレーションの進展などの環境変化もあり短期間で接続料の変動が激しいサービスも見受けられるところ、マイグレーションの完了までの間は費用や需要の変動が大きくなることも想定されるため、算定方式の見直しには慎重な検討が必要です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>料金表第1表接続料金第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第53欄に関するご意見</p>	<p>今回の変更案では、PPPoE方式の網終端装置(以下、「NTE」といいます。)の機能を「インタフェースを付与する機能」から「インタフェース『相当』を付与する機能」と変更することとされています。これは、従来の規定に比べてNTT東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。</p> <p>NTT東日本において、G-20型およびG-50型NTEにおいて法令や接続約款の規定に抵触する接続料を取得していたことが明らかになり、他事業者・事業者団体からの指摘を契機に総務省が行政指導(平成30年(2018年)12月18日付総基料270号)を行ったのと概ね同時期に本件変更申請に及んだことから、この懸念は適切に解消していただく必要があります。</p> <p>ISP事業者がNTEのインタフェース部分にあたる費用を負担し、残りはNTT東西が負担することは従来から変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を入れることで、G-20型やG-50型のような、本来の費用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。</p> <p>少なくとも、同じ機器であれば同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるような規定を設けるべきではありません。</p> <p>現行のNTEでは、インタフェースパッケージが本体と一体になっていることが本改定の理由と思いますが、それは機種によって異なるものですし、設備と機能は従来から必ずしも一致するものではないので、現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすることで十分です。</p> <p>NGNの設備はNTT東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP事業者はNTEのインタフェース部分からユーザ側の区間の費用を負担するというルールを一方的に変更するようなことは、NTT東西による優越的地位の濫用に他ならないため反対です。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本接続約款変更は、現行装置がPPPoE接続の提供開始当初の装置と異なり、インタフェースパッケージ部分が物理的に独立しておらず、実態に即した形に変更するために「相当」の文言を追加するものであり、算定の方法も変わらず、当社の恣意的な裁量を取り込ませるものではありません。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>今回の変更案では、PPPoE-NTE の機能を「インタフェース『相当』を付与する」とされており、従来の規定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。NTT 東日本において G-20 型および G-50 型 NTE の問題が生じたところで規定の変更にあつたことから、この懸念は適切に解消していただく必要があります。あくまでもインタフェース部分にあたる費用を負担することは従来から変わらないルールです。ここに「相当」の文言を入れることで、G-20 型や G-50 型のような、従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器については同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能になるような規定を設けるべきではありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をするべきです。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の乱用に他ならないため反対します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>料金表第1表接続料金第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第53欄ウ欄の機能から同欄ア欄又はIP通信網終端装置(増設基準を設けるものに限ります。)において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能への変更に関するご意見</p>	<p>本来PPPoE方式のNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、当社や所属団体のJAIPAもかねてから主張している通り、引き続きセッション数の引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D型NTE(料金表 網改造料 53 欄ウ欄に規定する NTE をいいます。)を他の NTE に変更できる経過措置を平成30年(2018年)5月31日時点で設置されているD型NTEに限り、さらに「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべてのD型NTEについてその他のNTEへの変更を認めるべきと考えます。</p> <p>よって、「平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置」との限定をなくすとともに、「本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合」についても、当面の間の経過措置とすべきです。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>本来PPPoEのNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、引き続き引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な必要な水準、つまり本来の水準に是正されるべきものですから、D型NTEを他のNTEに変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に決着して一定期間を経過するまでは、引き続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D型かそれ以外のメニューを用いるかについては接続事業者が自由に選択可能ですが、D型に係る接続約款変更認可申請時に情報通信行政・郵政行政審議会より「本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者が要望する場合は、接続約款の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応することが適当」との見解が示されたことを踏まえ、D型に係る接続約款変更の認可後から2018年6月の増設基準見直しまでに申し込まれたD型からそれ以外のメニューへの変更を例外的な経過措置として規定したものです。</li> <li>・ なお、当社の周知から対象の接続事業者が申出を行う期間を考慮し、3ヶ月の受付期間を設定しています。</li> </ul>



区分	他事業者意見	当社意見
	<p>変更を認めるべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>網終端装置の増設基準に関するご意見</p>	<p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoE方式のNTEに関する部分は、NTT 東日本がG-20型、G-50型NTEについて行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回NTT 東西は、接続約款を変更することでNTEの増設費用をISP事業者に転嫁しようとしている状況です。</p> <p>そもそもNTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の台数のNTEを用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は従来から「利用者料金がユーザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当である」と主張していますが、利用者料金がユーザ数単位なのはISP事業者も同じであり、その中からバックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回線容量の増強に努めているのです。よってNTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoEのNTEに関する部分の変更は、NTT 東日本がG-20型、G-50型NTEについての行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回NTT 東西は、接続約款を変更することでNTEの増設費用をISP事業者に転嫁しようとしている状況です。そもそもNTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度のNTEを用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は総務省の接続料の算定に関する研究会の席上で「利用者料金がユーザ単位料金であるのでセッション数ベース基準が妥当である」と主張していますが、ISPやYoutube、Google、Yahooなど、ユーザ単位で課金しながらもトラヒックベースで増設していることから、NTT 東西の主張は業界の常識に照らして合理性があり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、円滑なインターネット接続を実現する見地から増設基準を定めており、今後も、インターネット接続全体の状況を踏まえ、接続事業者毎の網終端装置の状況や、今回の基準見直しに伴う接続事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、接続事業者と協議の上、いただいたご意見を参考にしながら、増加するトラヒックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考えです。</li> <li>・ 「NTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。」とのご意見について、当社は、これまでに現行メニューにおける増設基準の見直し（基準セッション数の20%引き下げ）を2018年6月1日に実施しました。その後、「接続料の算定に関する研究会（第20回）」において、接続事業者毎、県等域毎の網終端装置の帯域利用率を提示するとともに、帯域利用率の高いエリアについては、従前どおり、トラヒック状況の改善に向けた取組みを接続事業者と連携し実施しているところです。</li> <li>・ また、トラヒック計測について、現状、接続事業者に対し、トラヒックレポートシステムを用いてトラヒック状況を開示しているところですが、いただいたご要望等を踏まえ、トラヒックの「見える化」の一環として、計測時間の見直しの検討を進めているところです。</li> <li>・ なお、インターネットの利用環境をより良くするためには、ISP事業者との相互協力が必要と考えており、今後、当社のみならず関係事業者がエンドユーザへトラヒックの「見える化」を進める等、必要な取組みを推進していきたいと考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>ません。よって、NTT 東西は「増設基準」を直ちにトラフィックベースに変更する必要があり、総務省においては本件の接続約款変更をただ認可するのではなく、トラフィックおよび法令の規定に見合った「増設基準」への変更をすべきです。また、トラフィック計測は業界標準の5分おきにすべきです。(ここでいう5分計測とは、5分間にインターフェースで送信及び受信した総データ量を時間で割ったもので、これを1時間に12回行うことを指します。)</p> <p><b>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</b></p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>事前調査申込手続きに係る改定</p>	<p>事前調査申込書の不備が受付後に確認された場合、その不備に起因する検討期間は本来、生じないはずのものであり、事前調査申込回答の期間計算から除くことに一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、不備の有無や除外される期間をNTT東西殿が一方的に判断される場合、恣意的な運用がなされる恐れがありますので、判断の理由と除外される期間の算定根拠を示していただくなど申込事業者により判断の妥当性を検証可能な仕組みが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、申請中の本規定に基づき事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合、申込事業者へ協議により該当箇所および判断の理由をお示しすることに加え、その確認が完了次第、速やかに申込事業者へ通知する考えです。これにより、申込事業者において、判断の理由および除外される期間について明確になると考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>県間通信用設備の不可避性に関するご意見</p>	<p>当社の所属団体である JAIPA もかねて主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。</p> <p>例えば、IPoE 接続に参入するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域 ISP が利用することは困難ですし、IPoE 接続を考える上でのハードルの1つになっています。県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ、同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます。現状より多くの ISP 事業者が市場に参入（市場の地理的範囲を拡大）することは、競争の促進にもつながると考えます。</p> <p>【Edit Net 株式会社】</p> <p>JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外（優先転送や電話サービス等）接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>今後の具体的な検討の進め方については、研究会（第 19 回）において、県間接続機能について機能別にその不可避性の評価や今後の検討事項が示されていますが、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明であると考えます。なお、一部の県間接続機能については他の県間接続機能よりもその利用の不可避性が低いのではな</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご意見ですが、「接続料の算定に関する研究会（第 20 回）」において当社より発表したとおり、当社の考えは以下となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「BE 接続」「優先パケット接続」については、接続事業者が「自前構築」、「中継事業者からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」という複数の選択肢の中から、自身にとって最適な方法を選択可能であること、また、IPoE 方式において、当初から設置していた東京・大阪以外の道府県においても POI の設置を進めており、今後も要望に応じて、POI 増設の検討を行う考えであることから、「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご指摘には当たりません。</li> <li>- 「IP 音声接続」は、具体的な設備構成、費用負担方法等の扱いが定まった後に議論すべきと考えますが、トラヒックが縮小傾向となっていることを踏まえ、東京・大阪の 2 箇所に全事業者共通の POI を集約することで事業者間合意したものであり、当社と他事業者が対称・対等な関係で接続することから、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはなりません。</li> </ul> </li> <li>・ このように、中継事業者等の各社と当社が競争環境にあることを踏まえれば、当社を含めた全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要と考えます。</li> <li>・ また、当社としては、今後も調達・構築等のコスト効率化を進めていく考えです。その際、他事業者が安価に県間通信用設備を提供できるというのであれば、それを基に設備構築を行い、</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>いかとの評価が提案されていますが、これらの機能は1の設備を共通的に利用するものであり、その設備がNGNの利用にあたり一体不可分の関係にあることからすると個々の機能で評価するのはなく総合的に不可避性の評価を実施すべきと考えます。そのうえでコロケーションや電柱と同様に第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省殿においてその適正性を検証いただくのが適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>その結果生じるコスト効率化による見直しの検討も可能と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、県間区間伝送機能の接続料について、「この接続料は高額」とのご指摘ですが、上述のとおり、複数の選択肢がある中で、当社県間通信用設備を利用している事業者が複数いることを踏まえれば、当社の県間接続料は市場において合理的な水準であると考えますが、スモールスタートでの利用を要望いただければ、ビジネスベースでの料金上の方策の検討も可能と考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>県間通信用設備の適正性に関するご意見</p>	<p>引き続きNGN県間設備の接続料に関する規律の在り方については検討が必要と考えます。研究会第二次報告書において「第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経路し一体的な利用が行われている場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性・公平性及び適正性が特に重要であると考えられる。」とされております。接続料算定についての考え方が十分に説明されず、その検証に必要な情報が開示されない現行ルールのもとでは、仮にNTT東西殿の非指定約款での提供条件が公表されるとしても、それは一方当事者からの説明であり、その適正性を接続事業者側か十分に検証できないことから適正性の確保については問題があるものと考えます。また、事業者間協議における課題も弊社が従前より主張*している通りです。</p> <p>実際に、IP通信網県間区間伝送機能に係る接続料については、2014年以降見直しがなされず、機器コストの低廉化が適切には反映されていないと考えられるなどその適正性に疑問が生じる状態が生じております。このような現状を踏まえると、円滑な接続のためどのような仕組みを作るかを検討すべき段階にきております。</p> <p>*「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に対する弊社意見（平成30年8月31日） 【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「適正性を接続事業者側が十分に検証できないことから適正性の確保については問題」とのご指摘についてですが、弊社が従前より主張しているとおり、接続料の適正性の確保に向けて、これまでも接続事業者に丁寧にご説明を行ってまいりました。</li> <li>・ ご指摘の県間接続料の協議においても、ソフトバンク殿が想定される県間通信用設備と当社が実際に調達等しているものとの違いにより、ソフトバンク殿の想定される水準と当該接続料水準に差が生じているとのご意見をいただきましたが、度重なる協議の中で、ご要望に応じ、検証の前提となる、設備の構成や設置時期等を提供してまいりました。その結果、現に自ら県間通信用設備を保有するソフトバンク殿が検証した上で、県間接続料の適正性に納得いただき、合意に至ったものと考えています。</li> <li>・ このようなすり合わせは、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要と考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>長期増分費用方式で算定する接続料で用いるモデルに関するご意見</p>	<p>固定電話（加入電話+ISDN）の契約者数 1,866 万加入（※3）に対して、0ABJ-IP 電話の契約者数は 3,421 万件（※3）まで拡大しており、固定電話市場は着実に IP 化が進捗しております。また、PSTN マイグレーションにおいて、2021 年 1 月からは、実際に NTT 東西ひかり電話発着トラフィックの IP-POI への切替が開始されるスケジュールとなっており、加入電話（PSTN）からメタル IP 電話（IP）への切替も 2024 年 1 月から開始され、2025 年 1 月に終了する予定となっております。</p> <p>一方で、2019 年度から 2021 年度においては、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行時期として、まずは改良 PSTN モデルにより接続料を算定することとし、同モデルによって算定される接続料水準が、LRIC 検証に耐えられないことが分かった場合には、それに代えて、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせ（4 対 1 等）へ移行の段階を進めることとされ、平成 31（2019）年度接続料は、改良 PSTN モデルにて算定されています。</p> <p>2022 年度以降の次期適用期間においては、実際に IP 網への移行が完了する予定であるため、接続料算定に長期増分費用（LRIC）方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、IP 網に適用するための IP モデルを前提として検討すべきであると考えます。</p> <p>なお、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において示されたとおり、次期適用期間以降の接続料算定に用いる方法として LRIC 方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタル IP 電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、特に大きなコスト課題となる加入者交換機（メタル收容装置）の今後のコストの見通しについて、NTT 東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要であると考えます。</p> <p>※3：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成 30 年度第 3 四半期（12 月末）より</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022 年度以降の次期適用期間に用いる接続料算定方法については、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」に記載のとおり、そもそも LRIC 方式自体があくまで有力なオプションとして位置づけられているに過ぎず、今後、他のオプションと共に採用の適否を検討していくことが必要とされている認識です。ましてや、現時点において、IP 網への移行が完了することをもって、次期適用期間以降の接続料算定に IP モデルを用いるものはされていません。</li> <li>・ 当社としては、固定音声通信市場の縮小や音声通信以外のコミュニケーション手段の充実といった市場環境・競争環境の変化を踏まえ、旧来の規制は適宜適切に見直しを行い、むしろ ICT 社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべきと考えます。</li> <li>・ LRIC 方式は、これまで地域通信網の非効率性を排除することを目的として、PSTN に係る接続料算定に用いられてきたことを鑑みると、広く普及した技術を用い、他事業者でも同様に構築している IP 網に適用する必要性はないと考えます。</li> <li>・ なお、当社としては、IP 網への移行後、①事業者間接続は、原則、二者間での直接接続となり、当社と他事業者は対称・対等な接続形態・取引関係となること、②IP 網は同様の技術を用いて他事業者も構築しており、当社の接続料水準を検証可能であることから、PSTN 接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響はますます小さくなるとともに、透明性の確保や非効率性の排除等という LRIC 方式の意義は更に失われるものと考えています。</li> <li>・ したがって、上記①②の点や、そもそも当該方式を採用してきた目的・意義に照らして、また、今後の IP 網への移行後の PSTN サービスの位置づけや市場環境等を見据えて、LRIC 方式の撤廃も含め、複数の選択肢の中から検討していただいた</li> </ul>



区分	他事業者意見	当社意見
	<p data-bbox="439 204 680 236">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="423 549 1229 692">従前より弊社が主張している通り、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」というLRICモデル検討における基本的事項に鑑みれば、今期適用期間から、改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うべきと考えます。</p> <p data-bbox="439 708 734 740">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p data-bbox="1294 204 1469 236">いと考えます。</p> <ul data-bbox="1263 252 2040 960" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1263 252 2040 437">・LRIC方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上で、NTT東西は特に加入者交換機（メタル収容装置）のコスト見通しを明確にすべき、というご意見について、お客様への影響が大きい等、社会的に重要度が高い情報は、適宜適切に提供していく考えです。</li> <li data-bbox="1263 549 2040 960">・「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において、LRIC検証における他律的要因の扱いは次年度に向けて検討を継続中であるものの、今期適用期間は「接続料の算定は、まずは改良PSTNモデルによりこれを行う」とこととされており、「改良PSTNモデルによって算定される接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合」には、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせによって接続料を算定することとされました。したがって、2019年度接続料は、本整理に基づき、改良PSTNモデルを用いた接続料の認可申請を行っています。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>LRIC 検証に関するご意見</p>	<p>2019 年度から 2021 年度においては、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせ（4 対 1 等）へ移行の段階を進めるかどうかの重要な判断基準として LRIC 検証の結果が用いられるため、LRIC 検証については、通常のスタックテスト以上に算出過程や根拠、結果について詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省においても、例えば、検証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>今回の LRIC 検証の内容については、NTT 東西殿よりデータや検証プロセス等の詳細（利用者料金収入、接続料相当を具体的にどのように算出したのか、等）を提示していただき、それらの妥当性について検証すべきと考えます。</p> <p>LRIC 検証は「価格圧搾のおそれが生じるか否か」という観点の評価する仕組みですが、IP-LRIC モデルの組み合わせ適否を判断するにあたっては、ひかり電話や他社接続料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC 検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT 東西殿加入電話発信、NTT 東西殿ひかり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRIC モデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。</p> <p>なお、NTT 東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金に関する確認の結果」（平成 31 年 3 月 28 日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第 1 種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添 32）において「（注 4）ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比（通信時間比）を用いて除外」と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、そもそもスタックテストの検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあつて、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に相応しくないと考えます。そのため、①加入電話・ISDN 基本料、②加入電話・ISDN 通話料、③フレッツ ADSL については、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、速やかにスタックテストの検証対象から除外すべきと考えます。</li> <li>・ ましてや、LRIC 検証は、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づくスタックテストの仕組みを用いて、PSTN サービスにおいて価格圧搾のおそれが生じているかを検証し、その結果に応じて接続料水準の調整を行うものであることから、目的や手法の観点で、通常のスタックテストと同一であり、通常以上の詳細な情報開示や透明性・適正性を確保する取組みは必要ないと考えます。</li> <li>・ なお、当社は、従前より、加入電話・ISDN 通話料以外のスタックテストも含め、指針に則り適正に算定し、競争対抗や他事業者との取引状況等の観点で支障のない範囲で情報開示を行うとともに、総務省からの求めに応じてデータ提示等を行っており、透明性・適正性については確保されているものと考えます。</li> <li>・ LRIC 検証の接続料相当において、ひかり電話着信および他社直収電話着信を分けて検証すべきというご意見について、本検証の目的（改良 PSTN モデルを用いて算定した接続料が PSTN サービスにおいて価格圧搾のおそれを生じさせていないかを確認すること）に照らし、接続料の算定に関する研究会</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>の記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の分計を示していただくべきと考えます。</p> <p>また、他律的要因の考慮については、情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成30年10月）において「他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある」とされています。この他律的要因はPSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかについての判断に影響を及ぼし、判断の正確性が確保できない場合に、それを考慮して取り扱うものであるため、必ずしも利用者料金と接続料の差分が、営業費相当基準額を満たさないことを他律的要因の考慮の前提とするものではなく、他律的要因の内容・性質によってはその結果に依らず考慮することを排除するものではありません。ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、IP-LRICモデル組み合わせの適否判定の妥当性に影響することから、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきものと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>（第16回）でも検討したとおり、PSTNサービスの利用者は、着信先の0AB-J番号について、ひかり電話か他事業者直収電話であるか等の区別はつかず、着信先ごとの競争環境は存在しないことから、利用者料金（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲を超え、着信先を分けて検証をすることは、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の考えに基づき、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」（平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32）は、指針の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先によって利用者料金の異なる移動体・PHS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当を分計したに過ぎません。一方で、着信先によって利用者料金が同一であるPSTN発ひかり電話着および他社直収電話着をトラヒック比（通信時間比）を用いて分計することは、指針の目的に照らし、検証性を向上できるものではないと考えます。なお、ひかり電話においても、利用者料金が同一であるひかり電話着および他社直収電話着については、分計しておりません。</li> <li>・ ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきというご意見について、LRIC検証は、改良PSTNモデルを用いて算定した接続料がPSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれを生じさせていないことを確認するために行うものであることから、営業費相当基準額を確保できているならば、他事業者においても当社と同等</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
		<p>の利用者料金を設定することが可能であり、そもそも価格は圧搾されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よって、まずは指針に基づく従来のスタックテストの方法に則って、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないものであるかどうかの検証を行い、価格圧搾のおそれが認められる場合に、他律的要因を考慮すべきであると考えます。</li> </ul>

## 再意見書

2019年5月23日

総務省 総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019  
とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2  
ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
いのうえ ふくぞう  
代表取締役社長 井上 福造

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見
<p>接続専用線の接続料に関するご意見</p>	<p>接続料金の上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2年連続の減少となるのみでなく、平成31年度は大幅な減少となっています。通信路設定伝送機能については、情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行うべきとされ、これに基づきNTT東西殿に要請が行われました。これを受けて、平成28年に専用ノード装置等の更改に係る見通しがNTT東西殿より開示されましたが、費用への影響の程度が分からない上に、平成29年以降は情報開示が実施されておらず、今回の大幅な減少について予見することはできない状況でした。今回のように接続料が激変すると、接続事業者としてはサービスの継続や予算等の事業計画を立てることが困難であり、また接続料が上昇することを要因として、ネットワークの切替えをお願いしていたユーザに対しても説明が困難な状況となっています。</p> <p>このような状況から、接続事業者の予見性を高めるためには、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示いただいたうえで、上記答申に基づき次年度以降についても引き続き中長期的な接続料の見通しを開示していただきたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘の2016年度における専用ノード装置等の更改に係る情報開示については、2013年度から実施していた専用線ノード装置等の設備更改の影響により原価の増減がそれまでの傾向と異なっていたことから、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、専用線ノード装置等に係る2013年度から2016年度までの設備更改の実施スケジュールおよび2012年度から2015年度までの専用線に係る接続料原価の実績推移をお示ししたものです。</li> <li>・ また、当社は、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合わせて、ドライカップ、接続専用線、中継ダークファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可申請に先んじて開示しています。</li> <li>・ しかしながら、専用ノード装置等の更改を含め設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難です。また、将来の接続料水準については、コストの見通しだけでなく、接続事業者および当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することも困難です。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は接続事業者の予見性の確保につながらないと考えます。</li> <li>・ 当社としては、今後も、原価、需要、単価等の速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>ドライカップ接続料に関するご意見</p>	<p>平成31年度接続料改定に係るNTT東西殿主催の説明会において、ドライカップ接続料低廉化の要因の一つとして、今後利用見込みがない回線の減損処理を実施したとのご説明がありました。加えて、同説明会では、減損については大部分の処理が終わったとのご説明もありましたが、今後もメタル回線は需要が減少していくと見込まれることから、引続き利用見込みが無くなった資産については、毎年減損処理を実施するべきと考えます。</p> <p>また、接続専用線の部分でも述べましたが、接続事業者の予見性を高めるといった観点から、メタル回線についても同様に、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて開示いただいたうえで中長期的な接続料の見通しを開示すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。</li> <li>・ 中長期的な接続料について、接続専用線の接続料と同様に、設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難です。また、将来の接続料水準については、コストの見通しだけでなく、接続事業者および当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することも困難です。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は、接続事業者の予見性の確保につながらないと考えます。</li> <li>・ 当社は、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合わせて、ドライカップ、接続専用線、中継ダークファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可申請に先んじて開示してきており、今後も、接続料金の速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
認可申請時期に関するご意見	<p>平成31年度接続料改定に関しては、実績原価方式に基づくもの、加入光ファイバ、次世代ネットワーク、及び長期増分費用に基づくものについて、それぞれ4月1日から適用すべき料金にもかかわらず3月申請となり、その結果、遡及精算を実施することが確定しています。各研究会等で算定方法について議論されている機能・料金等については、認可申請が遅れることについて理解できますが、議論の影響が特にないものについては速やかに申請していただきたいと考えます。なお、加入光ファイバ等は現在も研究会等で算定方法について議論されていますが、次年度以降、極力認可申請が遅れないよう、速やかに検討を進めていただきたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度適用接続料については、「接続政策委員会」および「接続料の算定に関する研究会」の議論や、各種状況を踏まえ、2019年3月に認可申請を行ったものです。</li> <li>・当社としても、本来であれば接続料の遡及精算が発生しないよう、適用年度の開始までに認可されることが望ましいと考えており、次年度以降においても、委員会の議論状況等を踏まえつつ、速やかな接続料の認可申請に向けて、引き続き対応していく考えです。</li> </ul>



区分	他事業者意見	当社意見
<p>コロケーション費用 予見性向上に関する ご意見</p>	<p>平成 30 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成 30 年 5 月 25 日）において、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT 東西殿」といいます。）に対し、コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地がないか検討すべきとされ、これに基づき要請が行われました。これを受けて、NTT 東西殿より平成 31 年度のコロケーション費用に係る予見性確保の取組みとして、10 月末に電気料の試算値が開示されました。しかしながら、平成 30 年度においては、調整額の影響もあり、電気料より設備使用料の変動が大きかったことを踏まえると、電気料の情報開示のみでは不十分であるため、主要エリアだけでも電気料と同様に設備使用料の情報についても 10 月末に開示する必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、主要エリア（東京・神奈川）におけるビル毎の設備保管料（スペース料・電気料）および設備使用料（電力設備・空調設備使用料等）を、接続料の認可申請の時期に合わせ、例年 1 月末頃に「早期開示」として開示しているところです。</li> <li>・ 上記に加え、2018 年度より、予見性向上に資する新たな取組みとして、接続事業者にご負担いただくコロケーション費用において最も負担割合が大きく、接続会計結果に基づく諸比率等を用いる必要がない電気料について、毎年度 10 月末に電力会社の公表値に基づく試算値を開示しました。</li> <li>・ ご指摘の「設備使用料（電力設備・空調設備使用料等）」については、10 月末に総務省殿に報告する各種諸比率を用いる必要があることから、主要エリアのみであっても単金を 10 月末に開示することは困難ですが、更なる予見性向上の取組みとして、10 月末までに、設備使用料の算定に用いる「設備管理運営費比率」を開示するとともに、11 月以降、早期開示の前までに、主要エリアにおけるコロケーション実績の多いビル等を数ビル抽出したうえで、設備使用料の試算値を開示することとします。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>光ファイバの耐用年数に関するご意見</p>	<p>加入光ファイバの接続料算定に用いる耐用年数について、接続料の算定に関する研究会（以下「研究会」といいます。）第一次報告書（平成 29 年 9 月）において「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない」ことが指摘され、「経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。」との考えが示されました。その後、研究会第 11 回会合（2018 年 1 月 23 日）において NTT 東西殿から、2018 年度第 4 四半期までに見直しをする場合には何年とするかを判断し、また早ければ 2019 年度からの見直しを含め検討する考えが示されました。</p> <p>しかしながら、研究会第 17 回会合（2018 年 12 月 19 日）における事務局資料において「2019 年度の早い時期までに改めて検討に関する状況について聴取することが適当」と記載され、スケジュールが遅れたように見受けられますが、NTT 東西殿からは遅れた理由や、見直し時期を含む変更後のスケジュールについて説明がない状況です。</p> <p>つきましては、NTT 東西殿はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて説明することに加え、第 15 回研究会（2018 年 11 月 1 日）の非公開会合にて FY17 年度末のデータを用いた推計結果が示された以降は議論がないことから、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光ファイバの耐用年数について、財務会計上の観点から、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」等の最新の市場動向を踏まえ、今後の陳腐化リスクの変動要素等を総合的に勘案した結果、2019 年度より、架空光ケーブルは 15 年から 20 年に、地下光ケーブルは 21 年から 28 年に、海底光ケーブルは 13 年から 21 年に見直しました。</li> <li>・ 今後、当該見直しの接続料への反映に向けた対応を進めていく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>光ファイバの未利用芯線に関するご意見</p>	<p>加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、研究会第二次報告書（2018年10月2日）において「レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切」と明記されています。</p> <p>また、現在NTT東西殿は、光ファイバケーブルにおける未利用芯線（NTT東日本殿41.2%、NTT西日本殿45.4%（※））についてもレートベースに計上し、報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っている状況です。</p> <p>本件については、研究会における検討を早急に進める必要がありますが、少なくとも報酬の算定において当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべきであると考えます。</p> <p>（※）第16回研究会（2018年11月30日）のNTT東西殿資料に基づき算出。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光ファイバケーブルの敷設は、芯線数の少ないケーブルを需要発生都度の都度、繰り返し敷設することよりも、芯線数の多いケーブルを将来需要や故障対応等を予め見積もった上で敷設する方が効率的な投資となることから、当社は工事の頻度・内容による費用の発生状況や物理的な制約を踏まえつつ、最適なケーブルを選定し効率的な設備構築を実施しています。</li> <li>・ ご指摘いただいたような仕組みの導入は、上記のとおり、かえってコストの増加を招くことから、実施すべきでないと考えます。</li> <li>・ 仮にこのような制度を導入した場合には、現時点での芯線使用率のみを高めることになり、将来を見据えた光基盤構築に向けた設備投資が停滞し、ユーザへの即応や今後の5Gへの対応等、将来を見据えた光基盤構築に多大な影響が生じるものと考えます。また、ブロードバンドサービスやモバイルの競争が進展している中、加入光ファイバの需要を正確に見通すことは困難な状況下において、そのリスクを一方的に設備構築事業者に押し付けることとなり、設備構築事業者のインセンティブを著しく阻害するものと考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>NGN のトラヒック把握およびクラス別コスト配賦に関するご意見</p>	<p>NGNにおけるトラヒック把握の精緻化について</p> <p>マルチキャスト方式は、放送の再送信等のトラヒックが中継ルータ等の下部ポートでパケットが複製されて各收容ルータに配信される仕組みであるため、これまでのトラヒック測定ポイントであるSNI 收容ルータの測定だけでは、中継ルータや伝送路（中継ルータ～收容ルータ）におけるトラヒックを精緻に把握することができない、という問題がありました。</p> <p>今回、この問題を是正するため、NTT 東・西においてマルチキャスト方式のトラヒックの実態を把握するサンプル調査を実施し、その結果を接続料算定に用いるトラヒックに反映させたことは適切であると考えます。</p> <p>なお、今後、放送の再送信等を利用する利用者数の増減や中継ルータ・收容ルータの増減設等があった場合には、中継ルータ等の下部ポートで複製されるパケットが増減し、各中継ルータ・收容ルータに配信されるトラヒックも増減することから、SNI 收容ルータを通過するトラヒックと、中継ルータ、伝送路（中継ルータ～收容ルータ）を通過するトラヒックの比率が変化することも想定されます。</p> <p>当該トラヒックの変化は、NGNにおける各機能の接続料算定に大きな影響を与えることから、毎年度、マルチキャスト方式のトラヒック実態を調査し、接続料算定に用いるトラヒックに反映させることが必要であると考えます。</p> <p>NGN 品質クラス別コスト配賦のための新係数</p> <p>今回、品質クラス別に共用設備費用を配賦する際の重み付けに用いるために、新たに「QoS 制御係数（以下、「新係数」）」が導入され、適用範囲は中継ルータと伝送路の共用設備費用とされています。</p> <p>新係数の検討が行われた『NGN コストドライバの見直しに関するワーキンググループ』（以下、「本WG」）では、今後の検討事項等（※</p>	<p>&lt;マルチキャストトラヒック把握の精緻化について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿のご意見のとおり、当社としても、毎年度、今回の検討において実施した方法と同様のサンプル調査を実施し、マルチキャストトラヒックを適切に接続料算定に反映する考えです。</li> </ul> <p>&lt;QoS 制御係数について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本係数は、優先制御に係るQoSクラス別の物理的なコストの把握が困難であることや、透明性の高い係数を設定する観点から、トラヒックが増加した場合において、全てのQoSクラスの遅延時間が解消する必要設備量（必要帯域）に着目し、待ち行列理論に基づく数式を用いて数理的にQoSクラス別の必要設備量（必要帯域）を求め、当該設備量の比率を係数化したものです。</li> <li>・ 数理的に求められたQoSクラス別の設備量（必要帯域）は、帯域に起因してコストが変動する中継ルータ・伝送路の設備量であることから、本係数の適用範囲は、中継ルータ・伝送路とすることが適当であると考えます。</li> <li>・ なお、当社としては、今回のコストドライバの見直しを踏まえ、当面の間、当該算出方法を用いる考えですが、今後、環境の変化に伴い係数の算出方法が適切でないと考えられる場合には、改めてコストドライバの見直しについて検討する考えです。</li> </ul> <p>&lt;コスト削減の取組み内容について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト削減の取組み内容の詳細は当社の業務運営に係る情報であるため、一律に開示することは困難ですが、事業者説明会等において、算定根拠等を用いて丁寧に説明を実施していく考えです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>1) として、「新係数がどの範囲の設備費用に適用されるべきかという論点（適用範囲）と、現行の「QoS 換算係数」と重ねて適用することの是非及び重ねて適用する場合の方法という論点（QoS 換算係数との関係）については、多様な意見が示され、限られた関係者で結論を得るより、研究会会合等よりオープンな場での継続検討を行うことが適当ではないか。」との考え方が示され、いずれの考え方も算定方法として取り得る可能性が残っていたところです。</p> <p>本 WG で出された意見を大別すると、細かい違いはあるものの、概ね以下の2つの考え方に集約されます。</p> <p><u>① 採用するコストドライバの考え方を踏まえ、適用範囲を整理</u></p> <p><u>採用するコストドライバの考え方に基ついてコストドライバの適用範囲も整理する考え方。</u> 今回のコストドライバは、ある品質クラスのトラヒックが増加した際、品質クラス毎に現在の品質（遅延時間）を維持するために必要な設備量（出力帯域）が異なることに着目し、その差を品質クラス別のコスト配賦の重み付けとするものであることから、出力帯域に基ついて増減する設備（中継ルータや伝送路）に適用するという整理。</p> <p><u>② 採用するコストドライバの考え方とは切り離し、機能に着目して適用範囲を整理</u></p> <p><u>中継ルータと伝送路の共用設備費用について、大きく、優先制御機能に係るコスト配賦と、帯域制御機能に係るコスト配賦の2つに分けて、それぞれに適切なコストドライバを採用するという考え方。</u> 今回の新係数は、優先制御に基づく品質クラス別のコスト配賦の重み付けであるため、優先制御を主とする中継ルータに適用（ただし、帯域制御のコストドライバである QoS 換算係数は重畳適用しない）し、帯域制御を主とする伝送路には、従来の QoS 換算係数を適用するという整理。</p> <p>当社は、本 WG において、前者の考え方に立ち、また、コストド</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>ライバの適用範囲もより実際の設備構成を踏まえて詳細に検討すべきであることから、出力帯域の増減との連動性の高い設備である中継ルータ及び伝送装置のインタフェースに限って新係数を適用すべきとの考え方を提示しております。</p> <p>一方で、上記①②の考え方は、いずれも一定の合理性は有していると考えられること、また、適用範囲を細かく見るのか大まかに見るのかは、作業負荷とその効果を踏まえた決めの問題であるとも考えられますが、今回、NTT 東・西の認可申請通りに採用するにしても、意見募集を経て修正されるにしても、どのような考え方に基づいて新係数を採用（または修正）したのかを明確にしておくことで、今後のコストドライバの見直しの際にも当該考え方が参考になることから、「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び「新係数と QoS 換算係数との関係」については、認可にあたって、その考え方等を明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>また、本 WG における検討の結果として、「新係数は、実際のネットワークの品質管理基準を算定に用いることが困難という前提を置いて検討した結果であり、当該前提が変わることがあれば、当然に再検討の余地が生じる」との考え方が示されたとおり、市場環境の変化等から、ネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。</p> <p>加えて、実際のネットワークの品質管理とコスト配賦に用いるモデルに大きな乖離が生じるのであれば、コストドライバとして適切ではないため、毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT 東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認いただくことを希望いたします。</p> <p>※1: 接続料の算定に関する研究会（第 19 回） 資料 19-1 『接続料の算定に関する研究会 NGN コストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果』</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
	<p data-bbox="443 204 685 236">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="421 304 1227 523">今回行われたトラフィック把握の精緻化及びQoS制御係数の採用については、コスト配賦の適正性を向上させる一定の効果があったものと考えます。しかしながらQoS制御係数の適用範囲については、今回算定に用いられた手法以外にも多様な提案がなされており、どれも否定される内容ではないことから、市場環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべきと考えます。</p> <p data-bbox="421 544 1227 722">なお、今回の接続料算定にあたっては「保守業務等の内製化やシステム化の推進」が行われており、これがコスト削減に寄与している旨が報告されていますが、NTT東西殿による詳細な情報開示がなされることで接続事業者によって検証が可能となり、相互理解が深まると考えます。</p> <p data-bbox="443 743 741 775">【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見																											
関門交換機接続ルーティング伝送機能の接続料に関するご意見	<p>               現行の需要予測については、一定の考え方に基づく根拠を有しているものの、過去5年間の通信回数・通信時間について認可申請時予測と実績を比べると、認可申請時予測が毎年度数%程度（例：5ヶ年度平均で5.0%～6.7%（通信回数の場合））小さく予測される傾向が続いています。             </p> <p>               これは、調整額が0である将来原価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向が続いていることを意味していることから、需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法について改善できる点がないか検討することが必要だと考えます。             </p> <p>               具体的には、現行の需要予測は、「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」（総務省公表）の固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）とIP電話合算の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数から算出しておりますが、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）の需要減少が影響し、結果として、算出されるトラヒック予測が実績よりも小さくなる傾向があることから、本需要予測がひかり電話（IP電話）の需要予測であることを鑑み、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）とIP電話合算の値を用いるのではなく、IP電話の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数のみから算出し、再申請すべきと考えます（当社試算だと、過去5ヶ年度分について約4～5%程度改善することを確認）。             </p> <p>               &lt;需要予測に係る集計対象&gt;             </p> <table border="1" data-bbox="450 1042 1207 1313"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行算定</th> <th rowspan="2">当社提案</th> </tr> <tr> <th>発信</th> <th>着信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>（集計対象外）</td> </tr> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td rowspan="2">携帯・PHS</td> <td>（集計対象外）</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">携帯・PHS</td> <td>固定電話（加入・公衆電話・ISDN）</td> <td>（集計対象外）</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>集計対象</td> </tr> </tbody> </table> <p> <b>【KDDI株式会社】</b> </p>	現行算定		当社提案	発信	着信	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	IP電話	集計対象	IP電話	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	集計対象	IP電話	IP電話	集計対象	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	携帯・PHS	（集計対象外）	IP電話	集計対象	携帯・PHS	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）	IP電話	集計対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>               ひかり電話通話トラヒックの予測にあたっては、通話トラヒック総量の傾向ではなく、ひかり電話発着の対地別の契約者数の変動と、1ユーザあたりトラヒックの変動をそれぞれ反映しています。1ユーザあたりトラヒックの変動は、固定電話（加入電話・公衆電話・ISDN）（以下、PSTN）ユーザがひかり電話へ移行する実態も反映するため、PSTNを含めて算定しています。             </li> <li>               KDDI 殿の試算方法は当社では分かりかねますが、当社としては、ひかり電話通話トラヒックが減少傾向にある実態や、申請概要資料において「NGN接続料は接続料規則の規定により（3条許可を受けない限り）調整額が0であるため、（中略）予測実績間の関係の推移状況を注視することが重要である」との指摘があること等を踏まえ、今後、予測方法の変更や算定方式の見直しについて検討していく考えです。             </li> </ul>
現行算定		当社提案																											
発信	着信																												
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）																											
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	IP電話	集計対象																											
IP電話	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	集計対象																											
IP電話	IP電話	集計対象																											
固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	携帯・PHS	（集計対象外）																											
IP電話		集計対象																											
携帯・PHS	固定電話（加入・公衆電話・ISDN）	（集計対象外）																											
	IP電話	集計対象																											



区分	他事業者意見	当社意見
	<p>ひかり電話の接続料（IGS 接続機能）については、通信時間・通信回数が減少傾向にあり将来原価方式による接続料算定の継続について課題があるかもしれないとの議論がなされています。しかしながら、近年はPSTN から IP 網へのマイグレーションの進展などの環境変化もあり短期間で接続料の変動が激しいサービスも見受けられるところ、マイグレーションの完了までの間は費用や需要の変動が大きくなることも想定されるため、算定方式の見直しには慎重な検討が必要です。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>IP 通信網終端装置（増設基準を設けるものに限ります。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能に関する賛同・理解のご意見</p>	<p>トラフィックが網終端装置の上限に達するもののセッション数に基づく増設基準を満たせない場合の対応策が無かったこれまでの経緯から、相互接続事業者である当社の求めていた対応策の結果のひとつがG-X型メニューの提供であると認識しております。</p> <p>エンドユーザーへの品質向上と掛けられる費用の関係を相互接続事業者側で考量することが可能となり、こうしたメニュー追加による選択肢の広がりは、相互接続事業者にとって建設的な議論が可能となり、有益であります。</p> <p>網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけのように希望するところではあります。品質と掛けられる費用に応じて料金が変動するメニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、G-X型が今後も提供されるよう希望いたします。</p> <p>【フリービット株式会社】</p> <p>事業者のニーズに基づいて提供されてきたG-X型メニューについては、これまで、インターネットトラフィック増加に対して柔軟に対応できるメニューとして利用されております。IPoE方式とは異なりPPPoEでは各県単位のPOIで接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラフィックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。</p> <p>便益とコストとのバランスに応じて料金が変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件でX型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。</p> <p>【NGN IPoE協議会】</p>	<p>・ 本接続約款変更案に対して、フリービット殿、NGN IPoE協議会殿、KDDI殿および朝日ネット殿から「メニュー追加による選択肢の広がりは有益である」という趣旨のご意見があったように、C-20型等（増設基準のセッション数の閾値に応じて、装置全体における按分比率が変動し、接続事業者が負担する料金額が変動するメニュー）をご利用いただいている全ての接続事業者より、継続提供のご要望をいただいていることを踏まえれば、接続事業者にとっての選択肢の一つとして、当該メニューを継続提供することは有益であり、接続料および接続条件を接続約款に定める必要があると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>本改定では、第一種指定電気通信設備である NGN 中の網終端装置メニューに関し、G-20 型等(※2)について補完的な機能と位置づけ、平成 32 (2020) 年 6 月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとする、としています。</p> <p>現状、当社では、トラヒックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえて、G-20 型等のメニューを有効に活用していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、G-20 型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニューの提供や、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。</p> <p>※2：G-20 型等：IP 通信網終端装置（増設基準を設けるものに限ります。）において料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1－1（網改造料の対象となる機能）第 53 欄ア欄によらずに PPPoE 接続を行うための機能</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>現行メニューのラインナップにおける G-20 型等は ISP 事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つであり、当該メニューを利用できなくなることはエンドユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現在と同じ条件での継続を希望します。</p> <p>弊社は、トラフィック増大は ISP 事業者にとって重要かつ継続的な課題であり、今後も NTT 東西殿と ISP 事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議することが必要だと認識しています。その際には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであり、現存の効果的な選択肢を排除することはエンドユーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考えます。</p> <p>【株式会社朝日ネット】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>IP 通信網終端装置（増設基準を設けるものに限ります。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能に関するご意見</p>	<p>C-20型およびC-50型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE方式のNTEが従来の「増設基準」で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE方式のNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため（総務省からの行政指導等も踏まえて規定された接続約款25条1項5号）、NTT東西がこれを遵守していれば、接続事業者は本来、C-20型のようなNTEを使う必要がないはずで、最低限のサービスを提供するためにC-20型を設置することが実質的に必須となる状況からすれば、先の行政指導を受けてまずすべきことは、C型全般の「増設基準」をC-20型と同一のものにそろえ、C型の接続料で接続事業者との接続に応じるのではないかと考えます。</p> <p>よって本件の認可には反対します。総務省には、C型の接続料（インタフェース部分に対応する費用）をISP事業者が負担することで、ユーザの円滑なインターネット利用のために必要な台数のNTEを設置できるように、NTT東西を指導していくようお願いします。</p> <p>そもそも、NTT東日本は法令および接続約款の規定に違反して、C型と全く同一の装置であるC-20型およびC-50型NTEの網改造料を、C型より高く設定して接続事業者から取得していたことが問題となったのですから、後から接続約款を変更して違法状態を合法にすることは、妥当ではありません。これが前例になってしまうと、接続約款によらないメニューを提供し、それを既成事実化させることで後から認可申請をすることができることになってしまい、接続制度と相容れない結果になってしまいます。この点からも認可に反対します。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>C-20型およびC-50型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoEのNTEが従来の増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C-20型等をご利用いただいている全ての接続事業者より、提供継続のご要望をいただいていることを踏まえれば、接続事業者にとっての選択肢の一つとして、当該メニューを継続提供することは有益であり、接続料および接続条件を接続約款に定める必要があると考えます。</li> <li>・ 当社は、「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について（指導）（総基料270号）」に関する行政指導に対し、早急な是正に向けて対応を実施しました。具体的には、C-20型等の新規申込の受付を停止し、利用実績のある全接続事業者に対し、速やかにメールによる一報後、対面にて本指導の内容、接続料請求の停止等の応急措置、当社の業務運営を是正するための具体的な対応方法に関し説明しました。その際、全接続事業者から当該メニューの継続利用のご要望をいただいたことを踏まえ、新たな網改造機能として接続料および接続条件を接続約款に定め、引き続き提供を行う考えです。</li> <li>・ 「接続事業者に対するNTT東西の優越的地位の濫用に他ならない」とのご意見について、現にC型をご利用いただいている接続事業者が一定程度いらっしゃることからC型は円滑なインターネット接続を実現するために有用なメニューであること、また、C型とC-20型等は接続事業者が自由に選択可能であり、当社としてC-20型等のみを利用するように強いているものではないことから、優越的地位の濫用とのご指摘には当たらないと考えます。</li> <li>・ 「本来、PPPoEの網終端装置が従来の増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するもの」とのご意見ですが、当社は、円滑なインターネット接続を実現する見地から増設基準を定めており、2018年6月1日に現行メニューにおける増設基準の見直し（基準セッション数の20%引き下げ）を実施しました。今後も、インターネット接続全体の状況を踏まえ、接続事業者</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため、接続事業者は本来 C-20 型のような NTE を使う必要性はないはずで、C-20 型を設置している接続事業者が、最低限のサービスを提供するためにやむを得ず追加負担を受け入れている現状からすれば、今回の総務省の行政指導を受けてなすべきことは、まず C 型全般の「増設基準」を C-20 と同一のものに揃え、C 型の接続料で接続事業者との接続に応じることであると考えます。そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型の網改造料を、C 型よりも高く設定して接続事業者から取得していたことが問題になったのであって、違法状態を合法にするために後から接続約款を変更することは、明らかに妥当性を欠いています。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分から ISP 側区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の濫用に他ならないため反対します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>毎の網終端装置の状況や、今回の基準見直しに伴う接続事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、接続事業者と協議の上、いただいたご意見を参考にしながら、増加するトラフィックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>料金表第1表接続料金第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第53欄に関するご意見</p>	<p>今回の変更案では、PPPoE方式の網終端装置(以下、「NTE」といいます。)の機能を「インタフェースを付与する機能」から「インタフェース『相当』を付与する機能」と変更することとされています。これは、従来の規定に比べてNTT東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。</p> <p>NTT東日本において、G-20型およびG-50型NTEにおいて法令や接続約款の規定に抵触する接続料を取得していたことが明らかになり、他事業者・事業者団体からの指摘を契機に総務省が行政指導(平成30年(2018年)12月18日付総基料270号)を行ったのと概ね同時期に本件変更申請に及んだことから、この懸念は適切に解消していただく必要があります。</p> <p>ISP事業者がNTEのインタフェース部分にあたる費用を負担し、残りはNTT東西が負担することは従来から変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を入れることで、G-20型やG-50型のような、本来の費用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。</p> <p>少なくとも、同じ機器であれば同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるような規定を設けるべきではありません。</p> <p>現行のNTEでは、インタフェースパッケージが本体と一体になっていることが本改定の理由とありますが、それは機種によって異なるものですし、設備と機能は従来から必ずしも一致するものではないので、現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすることで十分です。</p> <p>NGNの設備はNTT東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP事業者はNTEのインタフェース部分からユーザ側の区間の費用を負担するというルールを一方的に変更するようなことは、NTT東西による優越的地位の濫用に他ならないため反対です。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本接続約款変更は、現行装置がPPPoE接続の提供開始当初の装置と異なり、インタフェースパッケージ部分が物理的に独立しておらず、実態に即した形に変更するために「相当」の文言を追加するものであり、算定の方法も変わらず、当社の恣意的な裁量を入り込ませるものではありません。</li> <li>なお、C型を基準としつつも、補完的なメニューとしてC-20型等を提供し、接続事業者の選択肢の一つとして、当該メニューを継続提供することは有益であり、C型とは異なる網改造機能として附則に規定を行うものです。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>今回の変更案では、PPPoE-NTE の機能を「インタフェース『相当』を付与する」とされており、従来の規定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込む余地を生じるおそれがあります。NTT 東日本において C-20 型および C-50 型 NTE の問題が生じたところで規定の変更にあつたことから、この懸念は適切に解消していただく必要があります。あくまでもインタフェース部分にあたる費用を負担することは従来から変わらないルールです。ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器については同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能になるような規定を設けるべきではありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をするべきです。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の乱用に他ならないため反対します。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>料金表第1表接続料金第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第53欄ウ欄の機能から同欄ア欄又はIP通信網終端装置(増設基準を設けるものに限ります。)において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能への変更に関するご意見</p>	<p>本来PPPoE方式のNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、当社や所属団体のJAIPAもかねてから主張している通り、引き続きセッション数の引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D型NTE(料金表 網改造料 53 欄ウ欄に規定する NTE をいいます。)を他の NTE に変更できる経過措置を平成30年(2018年)5月31日時点で設置されているD型NTEに限り、さらに「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべてのD型NTEについてその他のNTEへの変更を認めるべきと考えます。</p> <p>よって、「平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置」との限定をなくすとともに、「本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合」についても、当面の間の経過措置とすべきです。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>本来PPPoEのNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、引き続き引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な必要な水準、つまり本来の水準に是正されるべきものですから、D型NTEを他のNTEに変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に決着して一定期間を経過するまでは、引き続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D型かそれ以外のメニューを用いるかについては接続事業者が自由に選択可能ですが、D型に係る接続約款変更認可申請時に情報通信行政・郵政行政審議会より「本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者が要望する場合は、接続約款の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応することが適当」との見解が示されたことを踏まえ、D型に係る接続約款変更の認可後から2018年6月の増設基準見直しまでに申し込まれたD型からそれ以外のメニューへの変更を例外的な経過措置として規定したものです。</li> <li>・ なお、当社の周知から対象の接続事業者が申出を行う期間を考慮し、3ヶ月の受付期間を設定しています。</li> </ul>



区分	他事業者意見	当社意見
	<p>変更を認めるべきです。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>網終端装置の増設基準に関するご意見</p>	<p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoE方式のNTEに関する部分は、NTT 東日本がG-20型、G-50型NTEについて行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回NTT 東西は、接続約款を変更することでNTEの増設費用をISP事業者に転嫁しようとしている状況です。</p> <p>そもそもNTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の台数のNTEを用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は従来から「利用者料金がユーザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当である」と主張していますが、利用者料金がユーザ数単位なのはISP事業者も同じであり、その中からバックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回線容量の増強に努めているのです。よってNTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。</p> <p>【EditNet株式会社】</p> <p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoEのNTEに関する部分の変更は、NTT 東日本がG-20型、G-50型NTEについての行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回NTT 東西は、接続約款を変更することでNTEの増設費用をISP事業者に転嫁しようとしている状況です。そもそもNTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度のNTEを用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は総務省の接続料の算定に関する研究会の席上で「利用者料金がユーザ単位料金であるのでセッション数ベース基準が妥当である」と主張していますが、ISPやYoutube、Google、Yahooなど、ユーザ単位で課金しながらもトラヒックベースで増設していることから、NTT 東西の主張は業界の常識に照らして合理性があり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、円滑なインターネット接続を実現する見地から増設基準を定めており、今後も、インターネット接続全体の状況を踏まえ、接続事業者毎の網終端装置の状況や、今回の基準見直しに伴う接続事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、接続事業者と協議の上、いただいたご意見を参考にしながら、増加するトラヒックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考えです。</li> <li>・ 「NTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。」とのご意見について、当社は、これまでに現行メニューにおける増設基準の見直し（基準セッション数の20%引き下げ）を2018年6月1日に実施しました。その後、「接続料の算定に関する研究会（第20回）」において、接続事業者毎、県等域毎の網終端装置の帯域利用率を提示するとともに、帯域利用率の高いエリアについては、従前どおり、トラヒック状況の改善に向けた取組みを接続事業者と連携し実施しているところです。</li> <li>・ また、トラヒック計測について、現状、接続事業者に対し、トラヒックレポートシステムを用いてトラヒック状況を開示しているところですが、いただいたご要望等を踏まえ、トラヒックの「見える化」の一環として、計測時間の見直しの検討を進めているところです。</li> <li>・ なお、インターネットの利用環境をより良くするためには、ISP事業者との相互協力が必要と考えており、今後、当社のみならず関係事業者がエンドユーザへトラヒックの「見える化」を進める等、必要な取組みを推進していきたいと考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>ません。よって、NTT 東西は「増設基準」を直ちにトラフィックベースに変更する必要があり、総務省においては本件の接続約款変更をただ認可するのではなく、トラフィックおよび法令の規定に見合った「増設基準」への変更をすべきです。また、トラフィック計測は業界標準の5分おきにすべきです。(ここでいう5分計測とは、5分間にインターフェースで送信及び受信した総データ量を時間で割ったもので、これを1時間に12回行うことを指します。)</p> <p><b>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</b></p>	

区分	他事業者意見	当社意見
事前調査申込手続きに係る改定	<p>事前調査申込書の不備が受付後に確認された場合、その不備に起因する検討期間は本来、生じないはずのものであり、事前調査申込回答の期間計算から除くことに一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、不備の有無や除外される期間を NTT 東西殿が一方的に判断される場合、恣意的な運用がなされる恐れがありますので、判断の理由と除外される期間の算定根拠を示していただくなど申込事業者により判断の妥当性を検証可能な仕組みが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、申請中の本規定に基づき事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合、申込事業者へ協議により該当箇所および判断の理由をお示しすることに加え、その確認が完了次第、速やかに申込事業者へ通知する考えです。これにより、申込事業者において、判断の理由および除外される期間について明確になると考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>県間通信用設備の 不可避性に関する ご意見</p>	<p>当社の所属団体である JAIPA もかねて主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。</p> <p>例えば、IPoE 接続に参入するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域 ISP が利用することは困難ですし、IPoE 接続を考える上でのハードルの1つになっています。県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ、同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます。現状より多くの ISP 事業者が市場に参入（市場の地理的範囲を拡大）することは、競争の促進にもつながると考えます。</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外（優先転送や電話サービス等）接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>今後の具体的な検討の進め方については、研究会（第 19 回）において、県間接続機能について機能別にその不可避性の評価や今後の検討事項が示されていますが、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明であると考えます。なお、一部の県間接続機能については他の県間接続機能よりもその利用の不可避性が低いのではな</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご意見ですが、「接続料の算定に関する研究会（第 20 回）」において当社より発表したとおり、当社の考えは以下となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「BE 接続」「優先パケット接続」については、接続事業者が「自前構築」、「中継事業者からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」という複数の選択肢の中から、自身にとって最適な方法を選択可能であること、また、IPoE 方式において、当初から設置していた東京・大阪以外の道府県においても POI の設置を進めており、今後も要望に応じて、POI 増設の検討を行う考えであることから、「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご指摘には当たりません。</li> <li>- 「IP 音声接続」は、具体的な設備構成、費用負担方法等の扱いが定まった後に議論すべきと考えますが、トラヒックが縮小傾向となっていることを踏まえ、東京・大阪の 2 箇所に全事業者共通の POI を集約することで事業者間合意したものであり、当社と他事業者が対称・対等な関係で接続することから、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはなりません。</li> </ul> </li> <li>・ このように、中継事業者等の各社と当社が競争環境にあることを踏まえれば、当社を含めた全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要と考えます。</li> <li>・ また、当社としては、今後も調達・構築等のコスト効率化を進めていく考えです。その際、他事業者が安価に県間通信用設備を提供できるというのであれば、それを基に設備構築を行い、</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>いかとの評価が提案されていますが、これらの機能は1の設備を共通的に利用するものであり、その設備がNGNの利用にあたり一体不可分の関係にあることからすると個々の機能で評価するのはなく総合的に不可避性の評価を実施すべきと考えます。そのうえでコロケーションや電柱と同様に第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省殿においてその適正性を検証いただくのが適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>その結果生じるコスト効率化による見直しの検討も可能と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、県間区間伝送機能の接続料について、「この接続料は高額」とのご指摘ですが、上述のとおり、複数の選択肢がある中で、当社県間通信用設備を利用している事業者が複数いることを踏まえれば、当社の県間接続料は市場において合理的な水準であると考えますが、スモールスタートでの利用を要望いただければ、ビジネスベースでの料金上の方策の検討も可能と考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>県間通信用設備の適正性に関するご意見</p>	<p>引き続きNGN県間設備の接続料に関する規律の在り方については検討が必要と考えます。研究会第二次報告書において「第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経路し一体的な利用が行われている場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性・公平性及び適正性が特に重要であると考えられる。」とされております。接続料算定についての考え方が十分に説明されず、その検証に必要な情報が開示されない現行ルールのもとでは、仮にNTT東西殿の非指定約款での提供条件が公表されるとしても、それは一方当事者からの説明であり、その適正性を接続事業者側が十分に検証できないことから適正性の確保については問題があるものと考えます。また、事業者間協議における課題も弊社が従前より主張*している通りです。</p> <p>実際に、IP通信網県間区間伝送機能に係る接続料については、2014年以降見直しがなされず、機器コストの低廉化が適切には反映されていないと考えられるなどその適正性に疑問が生じる状態が生じております。このような現状を踏まえると、円滑な接続のためどのような仕組みを作るかを検討すべき段階にきております。</p> <p>*「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書（案）に対する弊社意見（平成30年8月31日） 【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「適正性を接続事業者側が十分に検証できないことから適正性の確保については問題」とのご指摘についてですが、弊社が従前より主張しているとおり、接続料の適正性の確保に向けて、これまでも接続事業者に丁寧にご説明を行ってまいりました。</li> <li>・ ご指摘の県間接続料の協議においても、ソフトバンク殿が想定される県間通信用設備と当社が実際に調達等しているものとの違いにより、ソフトバンク殿の想定される水準と当該接続料水準に差が生じているとのご意見をいただきましたが、度重なる協議の中で、ご要望に応じ、検証の前提となる、設備の構成や設置時期等を提供してまいりました。その結果、現に自ら県間通信用設備を保有するソフトバンク殿が検証した上で、県間接続料の適正性に納得いただき、合意に至ったものと考えています。</li> <li>・ このようなすり合わせは、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要と考えます。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>長期増分費用方式で算定する接続料で用いるモデルに関するご意見</p>	<p>固定電話（加入電話+ISDN）の契約者数 1,866 万加入（※3）に対して、0ABJ-IP 電話の契約者数は 3,421 万件（※3）まで拡大しており、固定電話市場は着実に IP 化が進捗しております。また、PSTN マイグレーションにおいて、2021 年 1 月からは、実際に NTT 東西ひかり電話発着トラフィックの IP-POI への切替が開始されるスケジュールとなっており、加入電話（PSTN）からメタル IP 電話（IP）への切替も 2024 年 1 月から開始され、2025 年 1 月に終了する予定となっております。</p> <p>一方で、2019 年度から 2021 年度においては、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行時期として、まずは改良 PSTN モデルにより接続料を算定することとし、同モデルによって算定される接続料水準が、LRIC 検証に耐えられないことが分かった場合には、それに代えて、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせ（4 対 1 等）へ移行の段階を進めることとされ、平成 31（2019）年度接続料は、改良 PSTN モデルにて算定されています。</p> <p>2022 年度以降の次期適用期間においては、実際に IP 網への移行が完了する予定であるため、接続料算定に長期増分費用（LRIC）方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、IP 網に適用するための IP モデルを前提として検討すべきであると考えます。</p> <p>なお、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において示されたとおり、次期適用期間以降の接続料算定に用いる方法として LRIC 方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタル IP 電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、特に大きなコスト課題となる加入者交換機（メタル收容装置）の今後のコストの見通しについて、NTT 東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要であると考えます。</p> <p>※3：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成 30 年度第 3 四半期（12 月末）より</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022 年度以降の次期適用期間に用いる接続料算定方法については、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」に記載のとおり、そもそも LRIC 方式自体があくまで有力なオプションとして位置づけられているに過ぎず、今後、他のオプションと共に採用の適否を検討していくことが必要とされている認識です。ましてや、現時点において、IP 網への移行が完了することをもって、次期適用期間以降の接続料算定に IP モデルを用いるものはされていません。</li> <li>・ 当社としては、固定音声通信市場の縮小や音声通信以外のコミュニケーション手段の充実といった市場環境・競争環境の変化を踏まえ、旧来の規制は適宜適切に見直しを行い、むしろ ICT 社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべきと考えます。</li> <li>・ LRIC 方式は、これまで地域通信網の非効率性を排除することを目的として、PSTN に係る接続料算定に用いられてきたことを鑑みると、広く普及した技術を用い、他事業者でも同様に構築している IP 網に適用する必要性はないと考えます。</li> <li>・ なお、当社としては、IP 網への移行後、①事業者間接続は、原則、二者間での直接接続となり、当社と他事業者は対称・対等な接続形態・取引関係となること、②IP 網は同様の技術を用いて他事業者も構築しており、当社の接続料水準を検証可能であることから、PSTN 接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響はますます小さくなるとともに、透明性の確保や非効率性の排除等という LRIC 方式の意義は更に失われるものと考えています。</li> <li>・ したがって、上記①②の点や、そもそも当該方式を採用してきた目的・意義に照らして、また、今後の IP 網への移行後の PSTN サービスの位置づけや市場環境等を見据えて、LRIC 方式の撤廃も含め、複数の選択肢の中から検討していただいた</li> </ul>



区分	他事業者意見	当社意見
	<p data-bbox="439 204 680 236">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="423 549 1229 692">従前より弊社が主張している通り、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」というLRICモデル検討における基本的事項に鑑みれば、今期適用期間から、改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うべきと考えます。</p> <p data-bbox="439 708 734 740">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p data-bbox="1294 204 1469 236">いと考えます。</p> <ul data-bbox="1263 252 2040 960" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1263 252 2040 437">・LRIC方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上で、NTT東西は特に加入者交換機（メタル収容装置）のコスト見通しを明確にすべき、というご意見について、お客様への影響が大きい等、社会的に重要度が高い情報は、適宜適切に提供していく考えです。</li> <li data-bbox="1263 549 2040 960">・「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」において、LRIC検証における他律的要因の扱いは次年度に向けて検討を継続中であるものの、今期適用期間は「接続料の算定は、まずは改良PSTNモデルによりこれを行う」とこととされており、「改良PSTNモデルによって算定される接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合」には、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせによって接続料を算定することとされました。したがって、2019年度接続料は、本整理に基づき、改良PSTNモデルを用いた接続料の認可申請を行っています。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
L R I C 検証に関するご意見	<p>2019 年度から 2021 年度においては、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせ（4 対 1 等）へ移行の段階を進めるかどうかの重要な判断基準として LRIC 検証の結果が用いられるため、LRIC 検証については、通常のスタックテスト以上に算出過程や根拠、結果について詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省においても、例えば、検証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>今回の LRIC 検証の内容については、NTT 東西殿よりデータや検証プロセス等の詳細（利用者料金収入、接続料相当を具体的にどのように算出したのか、等）を提示していただき、それらの妥当性について検証すべきと考えます。</p> <p>LRIC 検証は「価格圧搾のおそれが生じるか否か」という観点の評価する仕組みですが、IP-LRIC モデルの組み合わせ適否を判断するにあたっては、ひかり電話や他社接続料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC 検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT 東西殿加入電話発信、NTT 東西殿ひかり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRIC モデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。</p> <p>なお、NTT 東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金に関する確認の結果」（平成 31 年 3 月 28 日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第 1 種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添 32）において「（注 4）ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比（通信時間比）を用いて除外」と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、そもそもスタックテストの検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあつて、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に相応しくないと考えます。そのため、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、速やかにスタックテストの検証対象から除外すべきと考えます。</li> <li>・ ましてや、LRIC 検証は、「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」に基づくスタックテストの仕組みを用いて、PSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれが生じているかを検証し、その結果に応じて接続料水準の調整を行うものであることから、目的や手法の観点で、通常のスタックテストと同一であり、通常以上の詳細な情報開示や透明性・適正性を確保する取組みは必要ないと考えます。</li> <li>・ なお、当社は、従前より、加入電話・ISDN通話料以外のスタックテストも含め、指針に則り適正に算定し、競争対抗や他事業者との取引状況等の観点で支障のない範囲で情報開示を行うとともに、総務省からの求めに応じてデータ提示等を行っており、透明性・適正性については確保されているものと考えます。</li> <li>・ LRIC 検証の接続料相当において、ひかり電話着信および他社直収電話着信を分けて検証すべきというご意見について、本検証の目的（改良PSTNモデルを用いて算定した接続料がPSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれを生じさせていない</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
	<p>の記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の分計を示していただくべきと考えます。</p> <p>また、他律的要因の考慮については、情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成30年10月）において「他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある」とされています。この他律的要因はPSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかについての判断に影響を及ぼし、判断の正確性が確保できない場合に、それを考慮して取り扱うものであるため、必ずしも利用者料金と接続料の差分が、営業費相当基準額を満たさないことを他律的要因の考慮の前提とするものではなく、他律的要因の内容・性質によってはその結果に依らず考慮することを排除するものではありません。ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、IP-LRICモデル組み合わせの適否判定の妥当性に影響することから、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきものと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>かを確認すること)に照らし、接続料の算定に関する研究会(第16回)でも検討したとおり、PSTNサービスの利用者は、着信先の0AB-J番号について、ひかり電話か他事業者直収電話であるか等の区別はつかず、着信先ごとの競争環境は存在しないことから、利用者料金(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲を超え、着信先を分けて検証をすることは、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の考えに基づき、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)は、指針の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先によって利用者料金の異なる移動体・PHS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当を分計したに過ぎません。一方で、着信先によって利用者料金が同一であるPSTN発ひかり電話着および他社直収電話着をトラヒック比(通信時間比)を用いて分計することは、指針の目的に照らし、検証性を向上できるものではないと考えます。なお、ひかり電話においても、利用者料金が同一であるひかり電話着および他社直収電話着については、分計しておりません。</li> <li>ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきというご意見について、LRIC検証は、改良PSTNモデルを用いて算定した接続料がPST</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
		<p>Nサービスにおいて価格圧搾のおそれを生じさせていないことを確認するために行うものであることから、営業費相当基準額を確保できているならば、他事業者においても当社と同等の利用者料金を設定することが可能であり、そもそも価格は圧搾されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よって、まずは指針に基づく従来のスタックテストの方法に則って、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないものであるかどうかの検証を行い、価格圧搾のおそれが認められる場合に、他律的要因を考慮すべきであると考えます。</li> </ul>

再意見書

2019年5月23日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課御中

株式会社アットアイ  
代表取締役 横田洋人  
有限会社あまくさ藍ネット  
代表取締役 大曲昭仁  
株式会社エヌディエス  
代表取締役 佐野浩一  
オーシャンブロードバンド株式会社  
代表取締役 尾崎英哉  
株式会社サンライズシステムズ  
代表取締役 新堀龍明  
ジェットインターネット株式会社  
代表取締役 晋山孝善  
株式会社シナプス  
代表取締役 竹内勝幸  
ディーシーエヌ株式会社  
代表取締役 鎌倉 忍  
株式会社新潟通信サービス  
代表取締役 本間誠治  
虹ネット株式会社  
代表取締役 竹内常夫  
有限会社ナインレイヤーズ  
代表取締役 菊池 豊  
有限会社マンダラネット  
代表取締役 立石聡明

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
<p>網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金変動するメニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、C-X型が今後も提供されるよう希望いたします。(フリービット)</p> <p>IPoE方式とは異なり PPPoE では各県単位の POI で接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラフィックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。</p> <p>便益とコストとのバランスに応じて料金変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件で X 型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。(NGN IPoE 協議会)</p> <p>現行メニューのラインナップにおける C-20 型等は ISP 事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つであり、当該メニューを利用できなくなることはエンドユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現在と同じ条件での継続を希望します。</p> <p>弊社は、トラフィック増大は ISP 事業者にとって重要かつ継続的な課題であり、今後も NTT 東西殿と ISP 事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議することが必要だと認識しています。その際には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであり、現存の効果的な選択肢を排除することはエンドユーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考えます。(朝日ネット)</p>	<p>C-20 型等の NTE の継続提供を希望する点については、既存のユーザへの影響を最小限にする観点からも必要であり、フリービット殿、NGN IPoE 協議会殿、朝日ネット殿各者の意見に賛同いたします。しかしながら、C-20 型 NTE は C 型 NTE と同一の装置(同一原価)であることから、法令の定め通り、C-20 型の網改造料は直ちに C 型と同一となるべきです。</p>
<p>本改定では、第一種指定電気通信設備である NGN 中の網終端装置メニューに関し、C-20 型等(※2)について補完的な機能と位置づけ、平成 32 (2020) 年 6 月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとする、としています。</p> <p>現状、当社では、トラフィックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえて、C-20 型等のメニューを有効に活用していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20 型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニューの提供や、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラフィックの増加)に見合った新たなメニューの提供、</p>	<p>「C-20 型等と同等の品質メニューの提供」「トラフィックの増加に見合った新たなメニューの提供」「増設基準の緩和等が行われることを要望」といった KDDI 殿の意見に賛同します。NTE は NTT 東西殿によって設置基準・増設基準等が定められ、NTT 東西殿によって保守運用され、そして NTT 東西殿によって NTT 東西殿の網の中に設置される装置です。問題の本質は、利用者トラフィックが増加しているにもかかわらず、NTT 東西殿は自らの装置である NTE の増設を適切に行わずこれを輻輳させ、さらにユーザクレームで困窮してきた ISP に「ISP から要望」として NTE を ISP の負担とさせるような仕組みに切り替えてきていることです。NTT 東西殿</p>

既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。(KDDI)

は「収入は加入者ベースだから加入者ベースで増設基準を設定している」と主張していますが、携帯電話事業者や ISP、Yahoo!や YouTube、Netflix などのコンテンツ事業者、クラウド事業者に至るまで、自らのサービス収入が加入者単位であるか否かにかかわらず、設備の増設はトラフィックベースで行っています。トラフィックベースでの増設はネットワークサービスの品質の維持のためには極めて常識的な考え方です。

NTT 東西殿が設置する NTE の輻輳によってこれまで多くのユーザクレームが発生しています。そのクレームで困窮した ISP の声を、NTT 東西殿は「ISP からの要望」と解釈し、ISP の費用負担としました。これは本来提供されるべき標準的な品質を考慮していないことに大きな原因があります。ユーザのクレームは優位的サービス(オプション的サービス)を求めたものではなく、あくまで標準的に想定される品質を満たしていないことによる苦情です。

オプションサービスの提供などについて必ずしも否定されるものではありませんが、標準的機能や性能が定義されたあとに、それを上回るものに対してオプションと定義されるものであり、まずは標準的機能・性能を満たすことが必要です。

現在も数多くのユーザが不満を持っており、インターネット上のユーザの声だけでなく一般紙や雑誌などでも日本のブロードバンド品質の劣化が報道されている昨今、NTT 東西殿は増設基準のセッション数を緩和して対応を行っていると言っています。しかしトラフィックが増加する今日では問題の根本的解決にはなりません。解決には費用負担を変更することなく(NTT 東西殿が所有する装置の負担を ISP に押し付けることなく)、NTE の増設基準をトラフィックベースに変更することが必要です。

ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器については同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能になるような規定を設けるべきではありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をするべきです。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の乱用に他ならないため

JAIPA 殿、EditNet 殿の意見に賛同します。NTT 東西殿が必要な NTE の増設に応じず、D 型 NTE や C-20 型 NTE のような方法で ISP 事業者が費用負担の付け回しを行ってきた経緯を踏まえれば、今後も消費者に対するサービス区間や標準的品質の考え方を一方的に変更して行く可能性があります。総務省殿におかれては上記のように NTT 東西殿のコストを接続事業者が負担させられることがないよう、接続で提供される標準的品質の維持も含め十分に監督していただくことを要望します。

<p>反対します。(JAIPA)</p> <p>ISP 事業者が NTE のインタフェース部分にあたる費用を負担し、残りは NTT 東西が負担することは従来から変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、本来の費用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。</p> <p>少なくとも、同じ機器であれば同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるような規定を設けるべきではありません。</p> <p>現行の NTE では、インタフェースパッケージが本体と一体になっていることが本改定の理由と思いますが、それは機種によって異なるものですし、設備と機能は従来から必ずしも一致するものではないので、現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすることで十分です。</p> <p>NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間の費用を負担するというルールを一方的に変更するようなことは、NTT 東西による優越的地位の濫用に他ならないため反対です。(EditNet)</p>	
<p>C-20 型および C-50 型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE の NTE が従来の増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため、接続事業者は本来 C-20 型のような NTE を使う必要性がないはずで、C-20 型を設置している接続事業者が、最低限のサービスを提供するためにやむを得ず追加負担を受け入れている現状からすれば、今回の総務省の行政指導を受けてなすべきことは、まず C 型全般の「増設基準」を C-20 と同一のものに揃え、C 型の接続料で接続事業者との接続に応じることであると考えます。(JAIPA)</p> <p>C-20 型および C-50 型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE 方式の NTE が従来の「増設基準」で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため(総務省からの行政指導等も踏まえて規定された接続約款 25 条 1 項 5 号)、NTT 東西がこれを遵守していれば、接続事業者は本来、C-20 型のような NTE を使う必要性がないはずで、最低限のサービスを提供するために C-20 型を設置するこ</p>	<p>EditNet 殿の意見に賛同します。</p> <p>C-20 型や C-50 型 NTE は、ISP が原価を越えたコストを負担することで維持してきた NTE です。</p> <p>NTT 東日本殿が総務省に報告したところによると、C-20 型等の NTE を使っている事業者は 48 社のうち 18 社、NTE の台数ベースでも全体の 3 割を縮めており(平成 30 年(2018 年)4 月 5 日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第 18-00002 号)、このことは標準的なサービスを提供するために、多数の特殊な NTE が使われてきていることを示しており、いかに現在の NTE 増設基準が実態と乖離したものであるか明らかです。</p>



<p>とが実質的に必須となる状況からすれば、先の行政指導を受けてまずすべきことは、C型全般の「増設基準」をC-20型と同一のものにそろえ、C型の接続料で接続事業者との接続に応じることではないかと考えます。</p> <p>よって本件の認可には反対します。総務省には、C型の接続料（インタフェース部分に対応する費用）をISP事業者が負担することで、ユーザの円滑なインターネット利用のために必要な台数のNTEを設置できるように、NTT東西を指導していくようお願いします。（EditNet）</p>	
<p>本来 PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、引き続き引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な必要な水準、つまり本来の水準に是正されるべきものですから、D型NTEを他のNTEに変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に決着して一定期間を経過するまでは、引き続き変更を認めるべきです。（JAIPA）</p> <p>本来 PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、当社や所属団体の JAIPA もかねてから主張している通り、引き続きセッション数の引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D型NTE（料金表 網改造料 53 欄ウ欄(東日本) 51 欄ウ欄(西日本)に規定するNTEをいいます。）を他のNTEに変更できる経過措置を平成30年（2018年）5月31日時点で設置されているD型NTEに限り、さらに「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべてのD型NTEについてその他のNTEへの変更を認めるべきと考えます。</p> <p>よって、「平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置」との限定をなくすとともに、「本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合」についても、当面の間の経過措置とすべきです。（EditNet）</p>	<p>JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同します。NTE 増設基準の問題が解決していないのに、経過措置の対象となる D 型 NTE の対象を限定し、さらに「3 か月以内」に区切ることに合理的な理由はありません。</p>
<p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoE の NTE に関する部分の変更は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型 NTE についての行政指導を受けたことが端</p>	<p>JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同します。利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT 東西殿に限らず ISP 事業者やその他事業者</p>

緒と思われませんが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更することで NTE の増設費用を ISP 事業者に転嫁しようとしている状況です。そもそも NTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の NTE を用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は総務省の接続料の算定に関する研究会の席上で「利用者料金がユーザ単位料金であるのでセッションベース基準が妥当である」と主張していますが、ISP や Youtube, Google, Yahoo など、ユーザ単位で課金しながらもトラヒックベースで増設していることから、NTT 東西の主張は業界の常識に照らして合理性がありません。よって、NTT 東西は「増設基準」を直ちにトラヒックベースに変更する必要があるとあり、総務省においては本件の接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび法令の規定に見合った「増設基準」への変更をすべきです。また、トラフィック計測は業界標準の 5 分おきにすべきです。(ここでいう 5 分計測とは、5 分間にインタフェースで送信及び受信した総データ量を時間で割ったもので、これを 1 時間に 12 回行うことを指します。)

#### (JAIPA)

今回の接続約款変更案のうち、PPPoE 方式の NTE に関する部分は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型 NTE について行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更することで NTE の増設費用を ISP 事業者に転嫁しようとしている状況です。

そもそも NTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の台数の NTE を用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は従来から「利用者料金がユーザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当である」と主張していますが、利用者料金がユーザ数単位なのは ISP 事業者も同じであり、その中からバックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回線容量の増強に努めているのです。よって NTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。(EditNet)

JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外(優先転送や電話サービス等)接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。(JAIPA)

も同様です。その中で ISP 事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金の中で、トラヒックに応じてバックボーンの増強などを行っているのであり、NTT 東西殿だけがいまだにセッション数(ユーザ数)での増設の立場を取っています。トラヒックの計測方法を含めて、業界の常識に見合ったトラヒックベースでの設備増強を行うべきです。

JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同します。IPoE 方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域の ISP 等にとって NGN への参入ハードルが低くなり、多様な強みを持った ISP の参入が促されます。また、県間伝送路設備区間において競争が促進されます。

<p>当社の所属団体である JAIPA もかねて主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。例えば、IPoE 接続に参入するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域 ISP が利用することは困難ですし、IPoE 接続を考える上でのハードルの 1 つになっています。県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ、同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます。現状より多くの ISP 事業者が市場に参入（市場の地理的範囲を拡大）することは、競争の促進にもつながると考えます。(EditNet)</p>	
<p>そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型の網改造料を、C 型よりも高く設定して接続事業者から取得していたことが問題になったのであって、違法状態を合法にするために後から接続約款を変更することは、明らかに妥当性を欠いています。NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分から ISP 側区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いことは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の濫用に他ならないため反対します。(JAIPA)</p> <p>そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に違反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型 NTE の網改造料を、C 型よりも高く設定して接続事業者から取得していたことが問題となったのですから、後から接続約款を変更して違法状態を合法にすることは、妥当ではありません。これが前例になってしまうと、接続約款によらないメニューを提供し、それを既成事実化させることで後から認可申請をすることができるようになってしまい、接続制度と相容れない結果になってしまいます。この点からも認可に反対します。(EditNet)</p>	<p>JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同します。NTT 東日本殿は法令および接続約款の規定に違反して、C 型 NTE と全く同一の装置である C-20 型 NTE および C-50 型 NTE の網改造料を不当に高く設定して、それを長年にわたり接続事業者から徴収していたことが問題であるとして行政指導を受けたものであり、早急に C-20 型等の NTE は、現行の接続約款に適合させる形で、C 型と同額の接続料により提供されるべきです。</p> <p>NTE は NTT 東西殿によって設置基準・増設基準等が定められ、NTT 東西殿によって保守運用され、そして NTT 東西殿によって NTT 東西殿の網の中に設置される装置です。適切な認可のプロセスを踏んで実施され、公平かつ適正な接続環境が維持される必要があるところ、総務省殿におかれても十分に監督していただきたいと考えます。</p>

再意見書

2019年5月23日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課御中

151-0053

とうきょうとしがやく  
東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル6F  
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
会長 会田 容弘

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>           網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金の変動するメニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、C-X型が今後も提供されるよう希望いたします。(フリービット)         </p> <p> <b>IPoE</b>方式とは異なり<b>PPPoE</b>では各県単位の<b>POI</b>で接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラフィックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。便益とコストとのバランスに応じて料金の変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件で<b>X</b>型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。(NGN IPoE 協議会)         </p> <p>           現行メニューのラインナップにおける<b>C-20</b>型等は<b>ISP</b>事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つであり、当該メニューを利用できなくなることはエンドユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現在と同じ条件での継続を希望します。         </p> <p>           弊社は、トラフィック増大は<b>ISP</b>事業者にとって重要かつ継続的な課題であり、今後も<b>NTT 東西</b>と<b>ISP</b>事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議することが必要だと認識しています。その際には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであり、現存の効果的な選択肢を排除するこ         </p>	<p> <b>C-20</b>型等の<b>NTE</b>の提供を継続してほしいという点については、フリービット、NGN IPoE 協議会、朝日ネット各社の意見に賛同します。         </p> <p> <b>C-20</b>型は<b>C</b>型と同一の装置であることから、法令および接続約款の規定に基づき、<b>C-20</b>型等の網改造料は<b>C</b>型と同額であるべきです。         </p>

<p>とはエンドユーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考えます。(朝日ネット)</p>	
<p>本改定では、第一種指定電気通信設備である NGN 中の網終端装置メニューに関し、C-20 型等(※2)について補完的な機能と位置づけ、平成 32 (2020) 年 6 月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとする、としています。現状、当社では、トラヒックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえて、C-20 型等のメニューを有効に活用していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20 型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニューの提供や、時代の流れ(一契約当たりのインターネットトラヒックの増加)に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。(KDDI)</p>	<p>今後も C-20 型等と同等の品質メニューである代替メニューの提供、時代の流れに見合った新たなメニューの提供が必要であるという点については、KDDI の意見に賛同します。</p> <p>NTE の費用負担については、あくまでも現行の 53 欄(東日本)51 欄(西日本)ア欄、すなわち ISP に接続するインタフェース部分のみを ISP 事業者が負担するルールを維持すべきです。また、C-20 型は C 型と同じ装置であるため、C-20 型の網改造料は C 型と同額にすべきです。</p> <p>そもそも、C-20 型は C 型と別々の ISP 識別子を設定できるわけではないため、ユーザーをクラス分けして別料金で高品質のサービスを提供する目的で使うこともできません。(この利用方法は、2017 年～2018 年の D 型 NTE をめぐる議論の中で、JAIPA や一部の ISP が指摘したことにより可能になったものです。)</p> <p>このため、C-20 型は特別なサービスのための選択肢として使われていることはなく、本来のサービス水準として一般的な利用者が求めている水準を維持するために使われていることができます。C-20 型 NTE の利用者は、まさに標準的な利用者なので、そのサービスのために C-20 型のような、本来の費用負担区分と異なる NTE が多数必要になっている状況は、一般消費者の求めるサービスレベルに NTT 東西が十分な台数の NTE の増設に応じていないことを示しているといえます。</p> <p>NTT 東日本が総務省に報告したところによると、2018 年 3 月現在、C-20 型等の NTE</p>

	<p>を使っている事業者は 48 社のうち 18 社、NTE の台数ベースでも全体の 3 割とのことであり（平成 30 年（2018 年）4 月 5 日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第 18-00002 号）、このことは一般のサービスを提供するために、特殊な NTE が多数使われていることを意味しており、異常な状況であることから NTT 東西は直ちに、既存 NTE の増設基準の変更(セッションベースからトラフィックベース増設基準への変更)や時代の流れに見合った新メニューの提供（10Gbps の NTE など）などを行い、本来の費用負担の区分を変えずに利用者が困らない程度の NTE の増設環境にしていくべきです。</p>
<p>ISP 事業者が NTE のインタフェース部分にあたる費用を負担し、残りは NTT 東西が負担することは従来から変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、本来の費用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。</p> <p>少なくとも、同じ機器であれば同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるような規定を設けるべきではありません。</p> <p>現行の NTE では、インタフェースパッケージが本体と一体になっていることが本改定の理由と思いますが、それは機種によって異なるものですし、設備と機能は従来から必ずしも一致するものではないので、現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすることで十分です。</p> <p>NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間の</p>	<p>賛同します。NTT 東西が従来から、十分な台数の NTE の増設に応じず、D 型 NTE や C-20 型 NTE のような方法で ISP 事業者 に費用負担の付け回しを行ってきたことからすれば、今後も消費者に対するサービス区間を一方的に変更する懸念があることからそれを明確に解消されるべきです。</p>

<p>費用を負担するというルールを一方的に変更するようなことは、NTT 東西による優越的地位の濫用に他ならないため反対です。</p> <p>(EditNet)</p>	
<p>C-20 型および C-50 型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE 方式の NTE が従来の「増設基準」で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため（総務省からの行政指導等も踏まえて規定された接続約款 25 条 1 項 5 号）、NTT 東西がこれを遵守していれば、接続事業者は本来、C-20 型のような NTE を使う必要はないはずです。最低限のサービスを提供するために C-20 型を設置することが実質的に必須となる状況からすれば、先の行政指導を受けてまずすべきことは、C 型全般の「増設基準」を C-20 型と同一のものにそろえ、C 型の接続料で接続事業者との接続に応じることではないかと考えます。</p> <p>よって本件の認可には反対します。総務省には、C 型の接続料（インタフェース部分に対応する費用）を ISP 事業者が負担することで、ユーザの円滑なインターネット利用のために必要な台数の NTE を設置できるように、NTT 東西を指導していくようお願いします。(EditNet)</p>	<p>賛同します。</p> <p>C-20 型や C-50 型 NTE は、一部のユーザをクラス分けして高品質なサービスを別料金で提供するような使い方ができないため、平均的なユーザへのサービスのために NTT 東西が用意する NTE の台数が足りず、その回避策として東日本エリアでやむを得ず利用されているにすぎません。</p> <p>NTT 東日本が総務省に報告したところによると、2018 年 3 月現在、C-20 型等の NTE を使っている事業者は 48 社のうち 18 社、NTE の台数ベースでも全体の 3 割とのものであり（平成 30 年（2018 年）4 月 5 日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第 18-00002 号）、このことは一般的なサービスを提供するために、特殊な NTE が多数使われていることを示しています。NTT 東西は直ちに、自らの設備コストを ISP に押し付けることなく、本来の費用負担の区分を変えずに既存 NTE の増設基準を見直し、消費者へ安定的なサービスの提供をすべきです。</p>
<p>本来 PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、当</p>	<p>賛同します。NTE の増設問題がおおよそ解決していないのに、経過措置の対象となる D 型 NTE の対象を限定し、さらに「3 か月以内」に区切ることに合理的理由はありません。</p>



<p>社や所属団体の JAIPA もかねてから主張している通り、引き続きセッション数の引き下げや、トラフィックベースへの移行が必要です。</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D 型 NTE (料金表 網改造料 53 欄ウ欄(東日本) 51 欄ウ欄(西日本)に規定する NTE をいいます。)を他の NTE に変更できる経過措置を平成 30 年 (2018 年) 5 月 31 日時点で設置されている D 型 NTE に限り、さらに「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべての D 型 NTE についてその他の NTE への変更を認めるべきと考えます。</p> <p>よって、「平成 30 年 5 月 31 日までに申込みがあった IP 通信網終端装置」との限定をなくすとともに、「本規定の適用日から 3 ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合」についても、当面の間の経過措置とすべきです。(EditNet)</p>	
<p>今回の接続約款変更案のうち、PPPoE 方式の NTE に関する部分は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型 NTE について行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更することで NTE の増設費用を ISP 事業者へ転嫁しようとしている状況です。</p> <p>そもそも NTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の台数の NTE を用意する必要があります。現状の問題は「増設基準」がトラフィックの増加に追い付いていないことに結局行きつくものです。NTT 東</p>	<p>賛同します。</p> <p>利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT 東西に限らず ISP 事業者も同じです。その中で ISP 事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金の中で、トラフィックに応じてバックボーンの増強などを行っているのであり、NTT 東西だけがいまだにセッション数(ユーザ数)での増設の立場を取っています。トラフィックの計測方法を含めて、業界の常識に見合ったトラフィックベースでの設備増強を行うべきです。</p>

<p>西は従来から「利用者料金がユーザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当である」と主張していますが、利用者料金がユーザ数単位なのは ISP 事業者も同じであり、その中からバックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回線容量の増強に努めているのです。よって NTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。(EditNet)</p>	
<p>当社の所属団体である JAIPA もかねて主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。</p> <p>例えば、IPoE 接続に参入するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域 ISP が利用することは困難ですし、IPoE 接続を考える上でのハードルの 1 つになっています。県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ、同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます。現状より多くの ISP 事業者が市場に参入（市場の地理的範囲を拡大）することは、競争の促進にもつながると考えます。(EditNet)</p>	<p>賛同します。IPoE 方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域 ISP にとっても NGN への参入ハードルが低くなり、多様な強みを持った ISP の参入が促されることとなります。</p>
<p>そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に違反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型 NTE の網改造</p>	<p>賛同します。接続制度は法令や接続約款に基づき、適切な認可のプロセスを踏んで実施される必要があるところ、接続約款の規定に</p>

<p>料を、C型より高く設定して接続事業者から取得していたことが問題となったのですから、後から接続約款を変更して違法状態を合法にすることは、妥当ではありません。これが前例になってしまうと、接続約款によらないメニューを提供し、それを既成事実化させることで後から認可申請をすることができることになってしまい、接続制度と相容れない結果になってしまいます。この点からも認可に反対します。(EditNet)</p>	<p>反する接続形態を導入し、それを既成事実にして後から接続約款を規定することが可能になってしまうと、接続制度の公正性への影響が計り知れません。</p> <p>C-20型等のNTEは、現行の接続約款に適合させる形で、C型と同額の接続料により提供すべきです。</p>
--	--

再意見書

2019年5月23日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課御中

151-0053

東京都とうきょうと渋谷区しぶや代々木 1-36-1 オダカビル 6F  
特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構

理事長 立石 聡明

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
<p>網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金の変動するメニューを用意するという考え方は一定の合理性が認められることから、C-X型が今後も提供されるよう希望いたします。(フリービット)</p> <p>IPoE方式とは異なり PPPoE では各県単位の POI で接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラフィックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。</p> <p>便益とコストとのバランスに応じて料金変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件で X 型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。(NGN IPoE 協議会)</p> <p>現行メニューのラインナップにおける C-20 型等は ISP 事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つであり、当該メニューを利用できなくなることはエンドユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現在と同じ条件での継続を希望します。</p> <p>弊社は、トラフィック増大は ISP 事業者にとって重要かつ継続的な課題であり、今後も NTT 東西殿と ISP 事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議することが必要だと認識しています。その際には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであり、現存の効果的な選択肢を排除することはエンドユーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考えます。(朝日ネット)</p>	<p>C-20 型等の NTE の継続提供を希望する点については、既存のユーザへの影響を最小限にする観点からも必要であり、フリービット殿、NGN IPoE 協議会殿、朝日ネット殿各者の意見に賛同いたします。しかしながら、C-20 型 NTE は C 型 NTE と同一の装置(同一原価)であることから、法令の定め通り、C-20 型の網改造料は直ちに C 型と同一となるべきです。</p>
<p>本改定では、第一種指定電気通信設備である NGN 中の網終端装置メニューに関し、C-20 型等(※2)について補完的な機能と位置づけ、平成 32(2020)年 6 月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設</p>	<p>「C-20 型等と同等の品質メニューの提供」「トラフィックの増加に見合った新たなメニューの提供」「増設基準の緩和等が行われることを要望」といった KDDI 殿の意見に賛同します。NTE は NTT</p>

置の申込みの受付を実施するものとする、としています。

現状、当社では、トラヒックの混雑状況、増設基準及び網改造料の水準等も踏まえて、C-20 型等のメニューを有効に活用していることから、接続申込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20 型等と同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニューの提供や、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った新たなメニューの提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望いたします。（KDDI）

東西殿によって設置基準・増設基準等が定められ、NTT 東西殿によって保守運用され、そして NTT 東西殿によって NTT 東西殿の網の中に設置される装置です。問題の本質は、利用者トラヒックが増加しているにもかかわらず、NTT 東西殿は自らの装置である NTE の増設を適切に行わずこれを輻輳させ、さらにユーザクレームで困窮してきた ISP に「ISP から要望」として NTE を ISP の負担とさせるような仕組みに切り替えてきていることです。NTT 東西殿は「収入は加入者ベースだから加入者ベースで増設基準を設定している」と主張していますが、携帯電話事業者や ISP、Yahoo! や YouTube、Netflix などのコンテンツ事業者、クラウド事業者に至るまで、自らのサービス収入が加入者単位であるか否かにかかわらず、設備の増設はトラヒックベースで行っています。トラヒックベースでの増設はネットワークサービスの品質の維持のためには極めて常識的な考え方です。

NTT 東西殿が設置する NTE の輻輳によってこれまで多くのユーザクレームが発生しています。そのクレームで困窮した ISP の声を、NTT 東西殿は「ISP からの要望」と解釈し、ISP の費用負担としました。これは本来提供されるべき標準的な品質を考慮していないことに大きな原因があります。ユーザのクレームは優位的サービス(オプション的サービス)を求めたものではなく、あくまで標準的に想定される品質を満たしていないことによる苦情です。

オプションサービスの提供などについて必ずしも否定されるものではありませんが、標準的機能や性能が定義されたあとに、それを上回るものに対してオプションと定義されるものであり、まずは標準的機能・性能を満たすことが必要です。

現在も数多くのユーザが不満を持っており、インターネット上のユーザの声だけでなく一般紙や雑誌などでも日本のブロードバンド品質の劣化が報道されている昨今、NTT 東西殿は増設基準のセッション数を緩和して対応を行っているとは主張しています。しかしトラヒックが増加する今日では問題の根本的解決にはなりません。解決には費用

	<p>負担を変更することなく(NTT 東西殿が所有する装置の負担を ISP に押し付けることなく)、NTE の増設基準をトラヒックベースに変更することが必要です。</p>
<p>ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器については同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能になるような規定を設けるべきではありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をするべきです。 NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の乱用に他ならないため反対します。(JAIPA)</p> <p>ISP 事業者が NTE のインタフェース部分にあたる費用を負担し、残りは NTT 東西が負担することは従来から変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を入れることで、C-20 型や C-50 型のような、本来の費用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われることになれば本末転倒です。</p> <p>少なくとも、同じ機器であれば同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるような規定を設けるべきではありません。</p> <p>現行の NTE では、インタフェースパッケージが本体と一体になっていることが本改定の理由と思いますが、それは機種によって異なるものですし、設備と機能は従来から必ずしも一致するものではないので、現在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすることで十分です。</p> <p>NGN の設備は NTT 東西が利用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分からユーザ側の区間の費用を負担するとい</p>	<p>JAIPA 殿、EditNet 殿の意見に賛同します。NTT 東西殿が必要な NTE の増設に応じず、D 型 NTE や C-20 型 NTE のような方法で ISP 事業者には費用負担の付け回しを行ってきた経緯を踏まえれば、今後も消費者に対するサービス区間や標準的品質の考え方を一方的に変更してくる可能性があります。総務省殿におかれては上記のように NTT 東西殿のコストを接続事業者が負担させられることがないように、接続で提供される標準的品質の維持も含め十分に監督していただくことを要望します。</p>

<p>うルールを一方的に変更するようなことは、NTT東西による優越的地位の濫用に他ならないため反対です。(EditNet)</p>	
<p>C-20 型および C-50 型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE の NTE が従来の増設基準で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため、接続事業者は本来 C-20 型のような NTE を使う必要性がないはずで、C-20 型を設置している接続事業者が、最低限のサービスを提供するためにやむを得ず追加負担を受け入れている現状からすれば、今回の総務省の行政指導を受けてなすべきことは、まず C 型全般の「増設基準」を C-20 と同一のものに揃え、C 型の接続料で接続事業者との接続に応じることでありと考えます。(JAIPA)</p> <p>C-20 型および C-50 型を「補完的機能と位置付け」、当面提供するという点についても、本来、PPPoE 方式の NTE が従来の「増設基準」で最低限のサービスを提供できていないという問題を放置するものです。PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるため（総務省からの行政指導等も踏まえて規定された接続約款 25 条 1 項 5 号）、NTT 東西がこれを遵守していれば、接続事業者は本来、C-20 型のような NTE を使う必要性はないはずで、最低限のサービスを提供するために C-20 型を設置することが実質的に必須となる状況からすれば、先の行政指導を受けてまずすべきことは、C 型全般の「増設基準」を C-20 型と同一のものにそろえ、C 型の接続料で接続事業者との接続に応じることはないかと考えます。</p> <p>よって本件の認可には反対します。総務省には、C 型の接続料（インタフェース部分に対応する費用）を ISP 事業者が負担することで、ユーザの円滑なインターネット利用のために必要な台数の</p>	<p>EditNet 殿の意見に賛同します。</p> <p>C-20 型や C-50 型 NTE は、ISP が原価を越えたコストを負担することで維持してきた NTE です。</p> <p>NTT 東日本殿が総務省に報告したところによると、C-20 型等の NTE を使っている事業者は 48 社のうち 18 社、NTE の台数ベースでも全体の 3 割を締めており（平成 30 年（2018 年）4 月 5 日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第 18-00002 号）、このことは標準的なサービスを提供するために、多数の特殊な NTE が使われてきていることを示しており、いかに現在の NTE 増設基準が実態と乖離したものであるか明らかです。</p>



<p>NTE を設置できるように、NTT 東西を指導していくようお願いします。(EditNet)</p>	
<p>本来 PPPoE の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、引き続き引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な必要な水準、つまり本来の水準に是正されるべきものですから、D 型 NTE を他の NTE に変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とするのは不当ないし不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に決着して一定期間を経過するまでは、引き続き変更を認めるべきです。(JAIPA)</p> <p>本来 PPPoE 方式の NTE は、NTT 東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついておらず、当社や所属団体の JAIPA もかねてから主張している通り、引き続きセッション数の引き下げや、トラヒックベースへの移行が必要です。</p> <p>「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正されるはずのものですから、D 型 NTE (料金表 網改造料 53 欄ウ欄(東日本) 51 欄ウ欄(西日本)に規定する NTE をいいます。)を他の NTE に変更できる経過措置を平成 30 年(2018 年)5 月 31 日時点で設置されている D 型 NTE に限り、さらに「今回の接続約款変更から 3 か月以内」とするのは不当ないし不十分です。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべての D 型 NTE についてその他の NTE への変更を認めるべきと考えます。</p> <p>よって、「平成 30 年 5 月 31 日までに申込みがあった IP 通信網終端装置」との限定をなくすとともに、「本規定の適用日から 3 ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合」についても、当面の間の経過措置とすべきです。(EditNet)</p>	<p>JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同します。NTE 増設基準の問題が解決していないのに、経過措置の対象となる D 型 NTE の対象を限定し、さらに「3 か月以内」に区切ることに合理的な理由はありません。</p>

今回の接続約款変更案のうち、PPPoE の NTE に関する部分の変更は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型 NTE についての行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更することで NTE の増設費用を ISP 事業者に転嫁しようとしている状況です。そもそも NTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の NTE を用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追いついていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は総務省の接続料の算定に関する研究会の席上で「利用者料金がユーザ単位料金であるのでセッションベース基準が妥当である」と主張していますが、ISP や Youtube, Google, Yahoo など、ユーザ単位で課金しながらもトラヒックベースで増設していることから、NTT 東西の主張は業界の常識に照らして合理性がありません。よって、NTT 東西は「増設基準」を直ちにトラヒックベースに変更する必要があり、総務省においては本件の接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび法令の規定に見合った「増設基準」への変更をすべきです。また、トラフィック計測は業界標準の 5 分おきにすべきです。(ここでいう 5 分計測とは、5 分間にインタフェースで送信及び受信した総データ量を時間で割ったもので、これを 1 時間に 12 回行うことを指します。)(JAIPA)

今回の接続約款変更案のうち、PPPoE 方式の NTE に関する部分は、NTT 東日本が C-20 型、C-50 型 NTE について行政指導を受けたことが端緒と思われませんが、今回 NTT 東西は、接続約款を変更することで NTE の増設費用を ISP 事業者に転嫁しようとしている状況です。

そもそも NTT 東西は、円滑なインターネット利用が可能な程度の台数の NTE を用意する必要があるのですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒックの増加に追いついていないことに結局行きつくものです。NTT 東西は従来から「利用者料金がユーザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当である」と主張していますが、利用者料金がユーザ数単位なのは ISP 事業者も同じであり、

JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同しません。利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT 東西殿に限らず ISP 事業者やその他事業者も同様です。その中で ISP 事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金の中で、トラヒックに応じてバックボーンの増強などを行っているのであり、NTT 東西殿だけがいまだにセッション数(ユーザ数)での増設の立場を取っています。トラヒックの計測方法を含めて、業界の常識に見合ったトラヒックベースでの設備増強を行うべきです。

<p>その中からバックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回線容量の増強に努めているのです。よってNTT 東西は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更する必要があります。総務省においては、本件接続約款変更をただ認可するのではなく、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視くださるようお願いいたします。(EditNet)</p>	
<p>JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外(優先転送や電話サービス等)接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。(JAIPA)</p> <p>当社の所属団体である JAIPA もかねて主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます。</p> <p>例えば、IPoE 接続に参加するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域 ISP が利用することは困難ですし、IPoE 接続を考える上でのハードルの 1 つになっています。県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ、同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます。現状より多くの ISP 事業者が市場に参加(市場の地理的範囲を拡大)することは、競争の促進にもつながると考えます。(EditNet)</p>	<p>JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同します。IPoE 方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域の ISP 等にとって NGN への参入ハードルが低くなり、多様な強みを持った ISP の参入が促されます。また、県間伝送路設備区間においても競争が促進されます。</p>
<p>そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型の網改造料を、C 型よりも高く設定して接続事業者から取得していたことが問題になったのであって、違法状態を合法にするために後から接続約款を変更することは、明らかに妥当性を欠いています。NGN の設備は NTT 東西が利</p>	<p>JAIPA 殿および EditNet 殿の意見に賛同します。NTT 東日本殿は法令および接続約款の規定に違反して、C 型 NTE と全く同一の装置である C-20 型 NTE および C-50 型 NTE の網改造料を不当に高く設定して、それを長年にわたり接続事業者から徴収していたことが問題であるとして行政指導を受けたものであり、早急に C-20 型等の NTE</p>

<p>用者から回収する料金でまかない、ISP 事業者は NTE のインタフェース部分から ISP 側区間 を負担するというルールを一方的に変更し、強いることは、消費者に対するサービス区間を一方的に変更することであり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位の濫用に他ならないため反対します。(JAIPA)</p> <p>そもそも、NTT 東日本は法令および接続約款の規定に違反して、C 型と全く同一の装置である C-20 型および C-50 型 NTE の網改造料を、C 型より高く設定して接続事業者から取得していたことが問題となったのですから、後から接続約款を変更して違法状態を合法にすることは、妥当ではありません。これが前例になってしまうと、接続約款によらないメニューを提供し、それを既成事実化させることで後から認可申請をすることができることになってしまい、接続制度と相容れない結果になってしまいます。この点からも認可に反対します。(EditNet)</p>	<p>は、現行の接続約款に適合させる形で、C 型と同額の接続料により提供されるべきです。</p> <p>NTE は NTT 東西殿によって設置基準・増設基準等が定められ、NTT 東西殿によって保守運用され、そして NTT 東西殿によって NTT 東西殿の網の中に設置される装置です。適切な認可のプロセスを踏んで実施され、公平かつ適正な接続環境が維持される必要があるところ、総務省殿におかれても十分に監督していただきたいと考えます。</p>
---	---